

戸別所得補償モデル対策を2010年度実施

2011年度からの戸別所得補償制度の本格実施へ向けて、2010年度に戸別所得補償モデル対策を実施しました。本モデル対策は、自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に、生産拡大を促す対策（水田利活用自給力向上事業）と、水田農業の経営安定を図るために恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策（米戸別所得補償モデル事業）をセットにし、実施しました。

中国四国農政局では、一人でも多くの農業者が制度を理解したうえで参加していただけるよう、農業者への制度の周知と加入促進を行いました。

その結果、中国・四国地域における戸別所得補償モデル対策の支払件数は、約19万8千件で、経営形態別にみると個人が約19万6千件、法人が928件、集落営農が519件となり、集落営農数については前年度の経営所得安定対策と比べ1.7倍に増加しました。

また、支払面積は、米戸別所得補償モデル事業で主食用米9万8千ha、水田利活用自給力向上事業で麦8千ha、大豆4.2千ha、飼料作物5.8千ha、新規需要米2.6千ha、加工用米0.7千ha、そば1.2千haとなり、飼料用米が前年に比べ約8倍に増加し、新規需要米は前年の約3倍に増加しました（図-1）。

戸別所得補償モデル対策（米戸別所得補償モデル事業の定額部分、水田利活用自給力向上事業）の交付金の支払いについては、2011年3月末までに全て支払いが終了しました。

また、2011年1月までの米の相対取引価格を基に算出された変動部分の補てん交付金、10a当たり1万5,100円について、2011年3月末までに全ての県・地域で支払いが終了しました。

図-1-1 中国・四国地域における新規需要米の取組

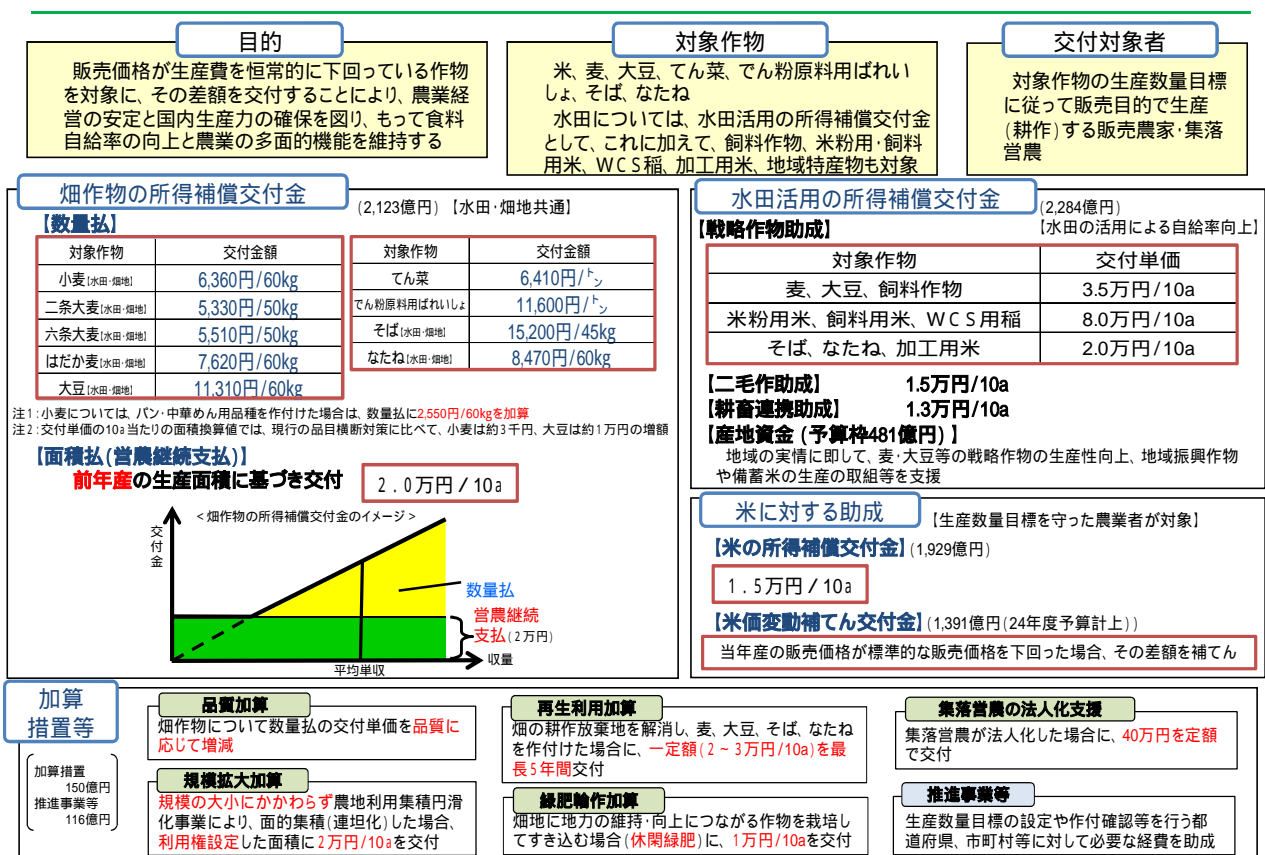


2011 年度に実施する農業者戸別所得補償制度の概要

2011 年度に実施する農業者戸別所得補償制度については、戸別所得補償モデル対策の実施状況や農業者の要望に応え、水田における主食用米等の所得補償（米の所得補償交付金、水田活用の所得補償交付金）は、平成 22 年度のモデル対策を基本として継続することとしています。

また、畑作物（麦、大豆、そば、なたね等）も新たに所得補償の交付対象（畑作物の所得補償交付金）とするほか、農業の構造改革を加速するため規模拡大加算等の各種加算措置等を講じ、農業者の経営の安定等を図ることとしています（図 - 2）。中国四国農政局では、農業者戸別所得補償制度について、できる限り多くの農業者に参加いただけるよう多様な媒体を活用し、積極的に周知活動を行っています。

図 - 2 農業者戸別所得補償制度の概要（2011 年度）



トピックス 農山漁村の6次産業化について

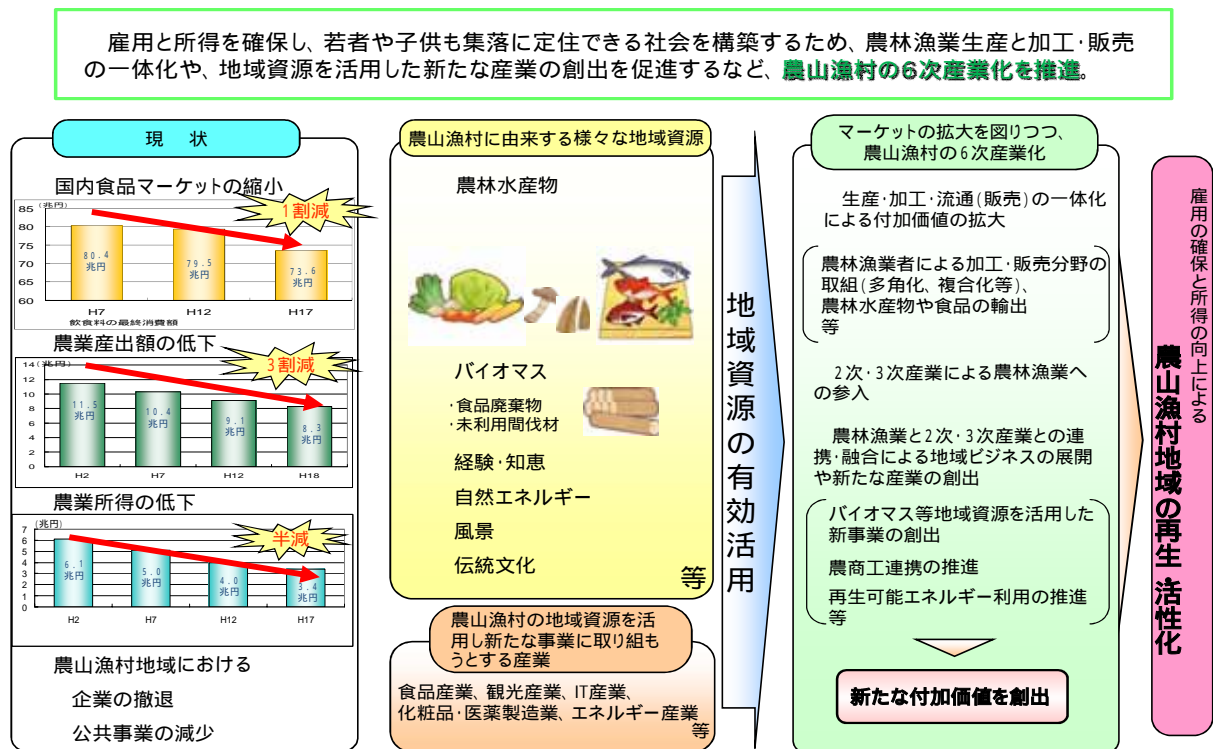
農山漁村の6次産業化の考え方

2010年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、農林漁業者による生産・加工・販売の一体化や、農林漁業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進することとしています(図-3)。

このようななか、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化法)が2010年11月26日に成立し、2011年3月1日に完全施行されました。

また、六次産業化法に基づき農林水産大臣が定める基本方針についても、2011年3月14日に公表されたところです。

図-3 農山漁村の6次産業化の考え方



資料：農林水産省作成

中国四国農政局における6次産業化へ向けた取組

「中国・四国地域6次産業化仲間の会(仮称)」は、農林漁業者、生活者(消費者)、流通・加工業者から農林漁業関係団体、地方自治体、さらに地域リーダー、プランナー、研究者など、6次産業化に関心を持つ様々な立場の仲間が、お互いに情報を共有し、相互にアイデアを提供・交換することによる相乗効果が現れることを狙っています。この会には、2011年3月末現在181名の参加をいただいています。

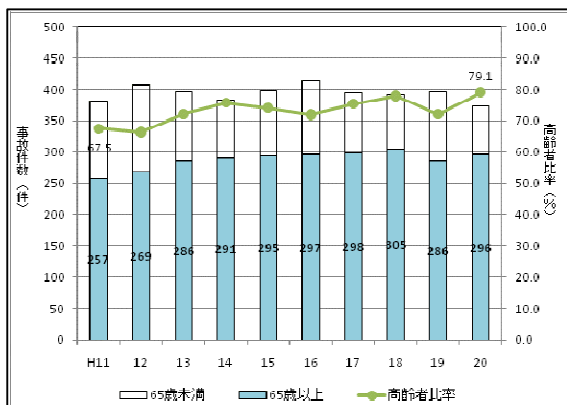
中国四国農政局では、管内において法制度や予算に関する説明会を実施しました。

トピックス 農作業事故撲滅キャンペーンの実施

全国農作業安全確認運動の取組

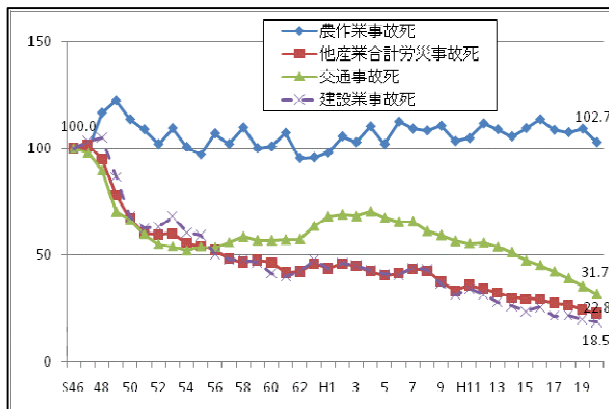
農作業を安全に行い、農作業事故を防止することは、農業生産の振興や農業経営の安定を図るうえで、基本的でかつ重要な事項となっていますが、他産業での事故死の発生件数が年々減少しているなか、農作業死亡事故数は減少傾向にありません(図 - 4)。また、高齢者による事故発生件数も年々増加しています(図 - 5)。

図 - 4 農作業死亡事故の発生状況



資料：農林水産省調べ

図 - 5 農作業事故死等の年次別推移



資料：農林水産省、厚生労働省、警察庁
注：昭和46年を100とした指数。

こうした状況に歯止めをかけるため、「食料・農業・農村基本計画」において、初めて農作業安全対策の推進が明確に位置付けられ、2010年度からの新たな取組として、関係機関の協力のもと「全国農作業安全確認運動」を実施し、農作業安全対策の強化を図る取組が行われました。

中国四国農政局では、ポスターなどの全国的な取組に加え、独自の取組として「農作業事故撲滅キャンペーンはがき」を作成・配付し(春期)、農作業安全フォトコンテストを実施しました(秋期)(図 - 6、図 - 7)。

図 - 6 農作業事故撲滅キャンペーンはがき



資料：中国四国農政局作成

図 - 7 農作業安全フォトコンテスト



資料：中国四国農政局作成

トピックス 災害発生時の迅速な取組と東日本大震災への対応

局地的集中豪雨災害の発生と早期復旧に向けた支援

近年、地球温暖化に伴う気象変動の影響により、短時間で局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、2010年は梅雨前線豪雨により、中国・四国地域でも大きな被害が発生しました。なかでも、7月16日に広島県庄原市^{しょうばら}で発生した集中豪雨は、1時間最大雨量91mmといった猛烈な雨が降ったことによる土砂崩れの多発により、甚大な被害をもたらされました。

大きな災害が発生した場合は迅速な対応が必要ですが、被災した市町村の限られた人員では情報の収集・整理に時間がかかることから、県の職員等に加え、国の職員が現地調査に参加しています。

国が現地調査等を行うことにより、現地での応急措置等の対応に追われる市町村、県からもたらされる以外の情報を直接収集することができ、国による支援策の検討をいち早く行うことができます。

庄原市の局地的集中豪雨では、水田に土砂や流木が堆積し、さらに農業用水路が破損したため、直接被災していない水田への農業用水の送水も不可能となりました。このような状況において、農林水産省農村振興局と中国四国農政局の担当者は、農業農村災害緊急派遣隊(通称：水土里災害派遣隊)として現地調査を行うとともに、農地、農業用施設の復旧工法及び応急工事の実施について県や市の担当者に助言を行いました。

東日本大震災の復旧対策のため、陸上ポンプを貸出し

2011年3月11日に発生した東日本大震災の復旧対策のため、東北農政局土地改良技術事務所からの要請を受け、3月18日と25日に災害応急用の陸上ポンプを計15台(250m/m 7台、150m/m 8台)を貸し出しました。



災害応急用陸上ポンプ積込状況



現地における使用状況

トピックス 「食と農林漁業の再生」に向けた中国四国農政局の提言

包括的経済連携に係る各種情報等を関係機関に積極的に情報提供

2010年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定され、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、「食と農林漁業の再生推進本部」(本部長：内閣総理大臣)が設置されました。

中国四国農政局では、同推進本部や「食と農林漁業の再生実現会議」及び「食と農林漁業の再生実現会議幹事会」での検討状況等の各種情報について、関係機関との各種会合や現地の方との意見交換を活用して積極的に情報提供を行いました。

中国・四国地域の実態を踏まえた提言と意見交換の実施

中国四国農政局では、「食と農林漁業の再生実現会議」での具体的検討に際して、これら中国・四国地域の実態を踏まえた提言を作成し、2011年1月12日に開催された地方農政局長等会議に提出するとともに、中国四国農政局ホームページにおいて公表しました。

中国四国農政局ホームページ「『今後の国内農業に係る提言』の公表について」

<http://www.maff.go.jp/chushi/press/kikaku/110119.html>

中国四国農政局では、国民的議論に向けて、「食と農林漁業の再生実現会議」での検討項目の次の論点

- ・ 論点1 持続可能な経営実現のための農業改革のあり方
- ・ 論点2 消費者ニーズに対応した食品供給システムのあり方
- ・ 論点3 戸別所得補償制度のあり方
- ・ 論点4 農林水産業の成長産業化のあり方

を中心に、2011年1月から2月末にかけて、現地の生の声を聞くための意見交換を農業者、農業団体、市町村長、県、JA中央会、県農業法人協会、県指導農業士会や県土地改良区等の農業団体の会合を活用し実施しました。

中国・四国地域の中山間地域を元気にするためには【特集編】

中国・四国地域は、中山間地域の割合が他の地域と比べて高いことが大きな特徴として挙げられます。

本章においては、この中山間地域の農業面での特徴や農業以外の役割等について整理し、中山間地域の重要性や特徴を活かした活性化の必要性について考えます。

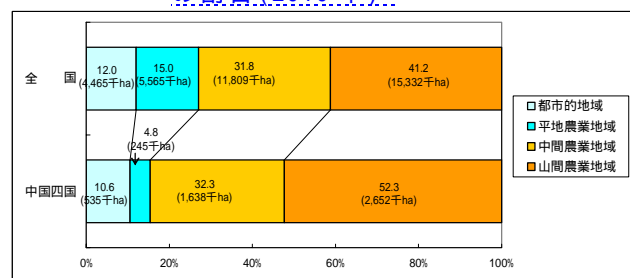
第1章 中国・四国地域の中山間地域について

中国・四国地域の中山間地域は、農業面において重要な地域

(1) 総土地面積

- 中国・四国地域においては、平野の外縁から山間に至る中山間地域（中間農業地域及び山間農業地域）の割合が、全国平均を大きく上回っています。
- 特に、中国・四国地域は全国と比較すると平地農業地域が少なく、相対的に中山間地域が多いことが大きな特徴といえます(図 - 1)。

図 - 1 総土地面積における中山間地域の割合(2010年)

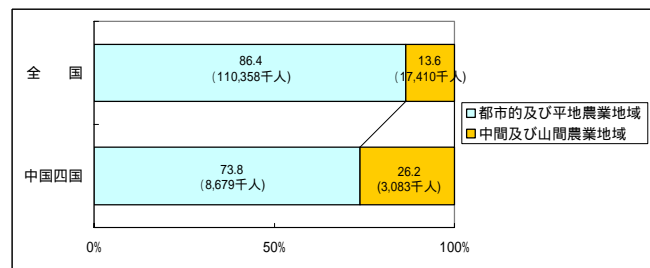


資料：農林水産省「世界農業センサス」(組替集計) 基に中国四国農政局で作成

(2) 総人口

中国・四国地域では、総人口における中山間地域の占める割合が26%で、全国平均の14%を大きく上回っています(図 - 2)。

図 - 2 総人口における中山間地域の割合(2005年)

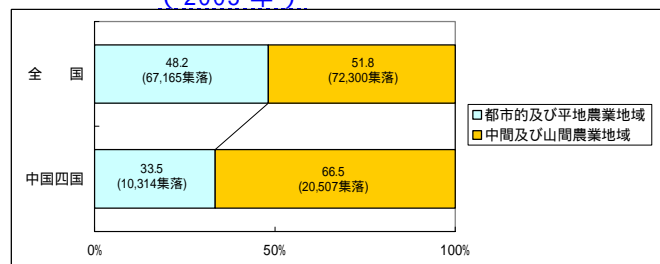


資料：総務省「国勢調査」、農林水産省「農業センサス」を基に中国四国農政局で作成

(3) 農業集落数

中国・四国地域では、農業集落の67%が中山間地域に存在しており、全国平均の52%を大きく上回っています(図 - 3)。

図 - 3 農業集落数における中山間地域の割合(2005年)

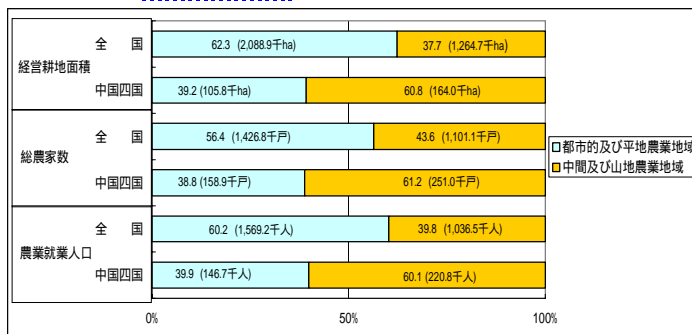


資料：農林水産省「農業センサス」

(4) 経営耕地面積等

中国・四国地域においては、経営耕地面積、総農家数及び農業就業人口に占める中山間地域の割合は6割となっており、全国におけるそれらの割合を大きく上回っています(図-4)。

図-4 経営耕地面積等に占める中山間地域の割合(2010年)

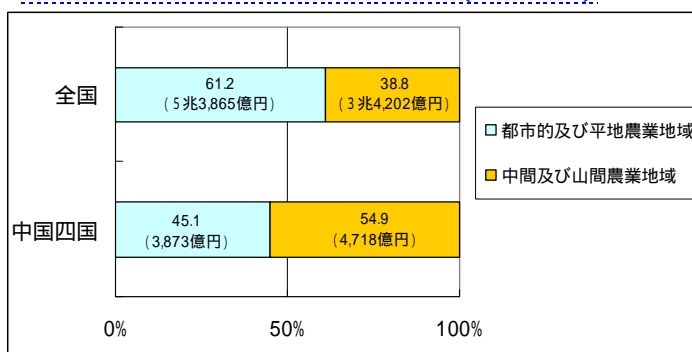


資料：農林水産省「世界農林業センサス」(組替集計)を基に中国四国農政局作成

(5) 農業産出額

地域類型別に農業産出額の割合をみると、中国・四国地域では中山間地域が55%を占めており、全国平均の39%を大きく上回っています(図-5)。

図-5 地域類型別農業産出額(2005年)

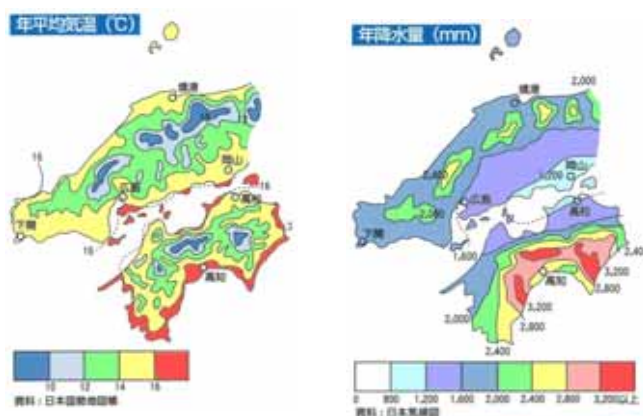


資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(6) 多彩な農産物の生産

中国・四国地域は、日本海、瀬戸内海、太平洋に面し、陸地部においては中央部を東西に貫く中国山地、四国山地があり、これらの要素が複雑に絡み合って多様な気象条件や地形条件の下にあります(図-6)。中山間地域においても、地域ごとのこれらの様々な条件を活かし、米のみならず多彩な農産物が生産されています。

図-6 中国・四国地域の気象



資料：気象庁ホームページ

多様な品目を活かした農業の事例：(株)テレファーム(愛媛県松山市)

(株)テレファームでは、消費者がパソコン等によりインターネット上で入力(作付けする野菜の選択等)したとおりに実際の畑(愛媛県内子町内標高400mにある耕作放棄地を再生)で栽培し、収穫された有機栽培野菜を消費者本人に届ける仕組みとなっています。消費者は、ほうれん草、サラダ菜、小松菜、二十日大根等の約25品目の野菜から好きな作物を栽培することができます。

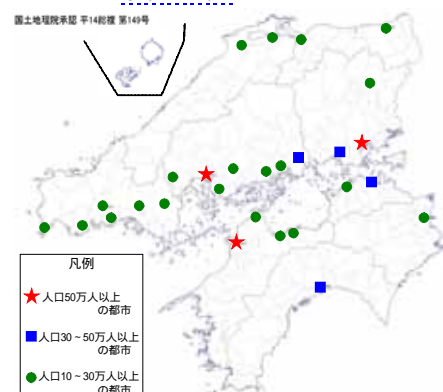
農業面以外にも多様な機能を有する中国・四国地域の中山間地域

(1) 消費市場との近接性を活かした展開

中国・四国地域は、人口規模の異なる都市が適度に分散して位置する地域構造となっています(図 - 7)。

生産地(農村)と消費地(都市)との距離が比較的近く、地産地消やグリーンツーリズム等により、生産者と消費者、都市と農村の間で密度の高い交流が可能な地域であるといえます。

図 - 7 中国・四国地域の都市位置のイメージ



資料：総務省「平成 22 年国勢調査」を基に中国四国農政局で作成

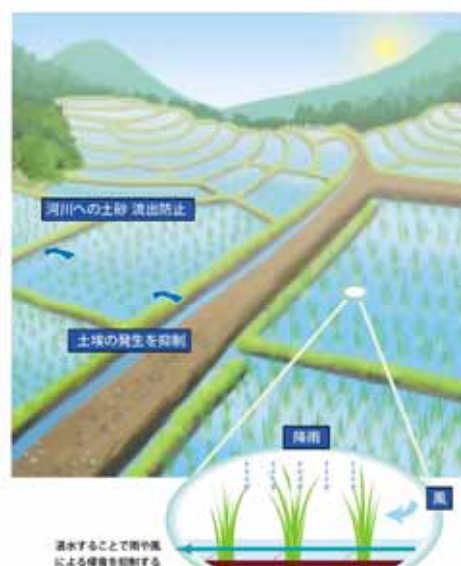
消費地との近接性を活かしている事例：(株)内子フレッシュパークからり(愛媛県内子町)

農産物直売所等を運営する(株)内子フレッシュパークからりは、比較的近接している 50 万人都市の松山市に 2 店のアンテナショップを開設するなど、松山市の消費者へ積極的にアプローチし、松山市からの来訪者が約 5 割を占めています。

(2) 多面的機能

中山間地域は、食料の供給の場という役割に加え、流域の上流部に位置し水田や畑、水路、森林等に囲まれている独特の自然的・地理的条件による 水源かん養、洪水の防止、土壌の侵食や崩壊の防止、二次的(人工の)自然の形成・維持等の環境への貢献、 伝統文化の保存、保健休養・やすらぎ等の地域社会や文化の形成・維持の多面的機能を有しています(図 - 8)。

図 - 8 多面的機能(土壌の侵食防止)のイメージ



資料：農林水産省作成

(3) 豊かな自然環境

(二酸化炭素の吸収等)

日本の森林が、光合成によって吸収する二酸化炭素は年間約 1 億トンで、これは我が国の二酸化炭素排出量の 8% に相当します。

中国・四国地域は、森林率(国土面積に対する森林面積)が 73% と全国平均の 67% を越えており、地域の資源として相当な蓄積があります。

豊富な森林資源を活用した事例：NPO 法人 84 プロジェクト(高知県高知市)

NPO 法人 84 プロジェクトは、森林率が 84% と全国一である高知県を「二酸化炭素を吸収する巨大なマシン」として前向きに捉え、8 月 4 日を「はちよんの日」とした「はちよん会議」の開催や、高知県内で生産された木製品、農畜産物等に「84 はちよん」マークを利用した活動など、地域おこしにつなげています。

(バイオマス)

現在、石油等の燃焼による二酸化炭素の増加による地球温暖化の深刻化や化石燃料の枯渇等が懸念されており、その代替資源としてバイオマス（再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの）が注目されています。

中国・四国地域においては、地域のバイオマス利活用の全体プランである「バイオマスタウン構想」を45市町村が作成しています(2011年4月末現在)。当該タウン構想においては、森林資源に恵まれている中国・四国地域の特徴を反映し、樹木の伐採や造材の際に発生した枝等の「木質系バイオマス」の利用を計画している市町村が42と、全体の9割を超えています。

バイオマスを活用したまちづくり:岡山県真庭市

真庭市では、「循環型社会」を目指してバイオマスを活用した「まちづくり」に市民、事業者、行政等が協力して取り組み、2008年3月現在、バイオマス利用率を74.9%まで高めています。また、2006年から社団法人真庭観光連盟が窓口となり、バイオマス利用施設の見学だけでなく、森林教室等を「環境」、「自然」、「バイオマス」という観点で関係性を持たせた「バイオマスタワー真庭」として有料のツアーを開催し、年間約2千人が参加しています。

(生物多様性)

中山間地域を「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」である「里地里山」として表現する場合もあります。

2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において日本等は、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を進めるための取組を「SATOYAMA イニシアティブ」として国際的に推進することを提案するなど、里地里山の重要性について発信しました。

中国・四国地域では、絶滅危惧種集中地域の多くが里地里山にあることから、生物多様性の面において当該地域の重要性が確認できます。

絶滅危惧種(ニッポンバラタナゴ)の貴重な生息の場であるため池

ため池が多い瀬戸内海沿岸(岡山県、広島県、香川県、愛媛県)においては、ため池及び周辺の水田・水路からなる自然環境が多様な生物の生息・生育空間形成に重要な役割を担っています。ニッポンバラタナゴ(絶滅危惧IA類)は、大阪府、奈良県、岡山県、香川県の限られた水域に分布しており、岡山県や香川県においては、ため池に比較的多く生息しています。

地域の自然環境を活かした展開:伊尾・小谷たえクラブ(広島県世羅町)

伊尾・小谷たえクラブでは、ギフチョウ(絶滅危惧類)の保全のため、食草であるミヤコアオイの補植や里山の下草刈りに取り組むとともに、ピオターニ(ピオトープ+小谷)と名付けられた水田においてダルマガエル(絶滅危惧類)を保全しています。

また、ピオターニに隣接した水田では、減農薬や田んぼの水を長期間張るなどの工夫がなされ、「ダルマガエル米」として販売されています。

(4) 伝統文化や棚田などの継承等

(伝統文化等の継承)

各地の出土遺物から、中国山地においても弥生時代より水稲作が行われていたとされており、中世以降の土木技術の進歩に伴い水田も広がっていきました。このため、稲作作業に関係する伝統的な行事や祭りが多数残されています。



多里地区の花田植え
(鳥取県日南町)

中国・四国地域の国指定重要無形民俗文化財については、山口県「岩国行波の神舞」、愛媛県「伊予神楽」、

高知県「土佐の神楽」等の「神楽」が多く指定されていることが特徴です。

神楽は、農耕を営んできた先人が神や祖先を祭る祭祀の一つとして、その土地を守護する氏神に対して五穀豊穡の祈願と感謝することを主たる目的としつつ、それぞれの地域において多くの芸能へと発展しています。

(景観形成)

階段状の田が連なる棚田と周辺の自然が織り成す独特の風景は、「日本の原風景」とも表現されることもあり、中山間地域における重要な資源の一つです。

中国・四国地域の棚田が全国に占める割合は、か所数で43%、面積で45%となっており、中国・四国地域の農業や景観形成上の大きな特徴といえます(表 - 1)。

表 - 1 棚田の状況
(2005年)

県名	棚田	
	か所数	面積 (ha)
鳥取県	1,101	2,447
島根県	2,931	6,810
岡山県	4,809	9,572
広島県	9,770	35,409
山口県	2,035	4,301
徳島県	489	571
香川県	209	236
愛媛県	436	1,291
高知県	1,397	1,647
中国四国	23,177	62,284
全国	54,388	137,578



徳島県上勝町椋原地区の棚田

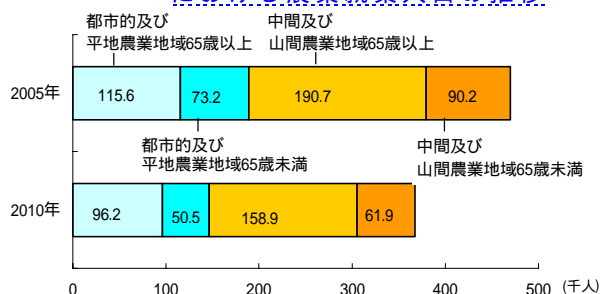
資料：農林水産省「農林業センサス」

中国・四国地域の中山間地域を取り巻く厳しい状況

(農業就業人口)

農業就業人口について地域類型別にみると、中国・四国地域の中山間地域においては2005年から2010年に約6万人減少しています(図 - 9)。

図 - 9 中国・四国地域の中山間地域における農業就業人口の推移

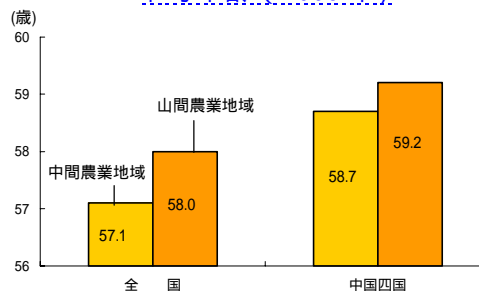


資料：農林水産省「農林業センサス」
「世界農林業センサス」(組替集計)

(高齡化)

農業就業人口における高齡化について地域類型別にみると、中国・四国地域の中山間地域においては、65歳以上の農業者が7割を超えています。また、中国・四国地域の中間農業地域及び山間農業地域における農業従事者の平均年齢は、それぞれ全国を上回っています(図 - 9、図 - 10)。

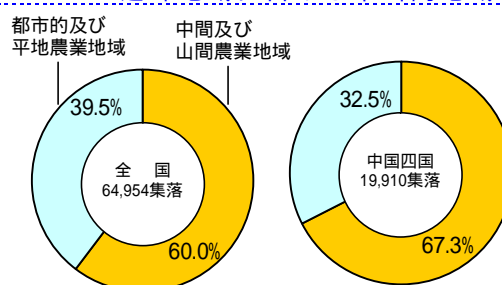
図 - 10 地域類型別農業従事者の平均年齢(2005年)



(過疎化)

中国・四国地域の過疎地域に占める中山間地域の割合は67%となっており、全国平均の60%を上回っています(図 - 11)。

図 - 11 過疎地域に占める中山間地域の割合

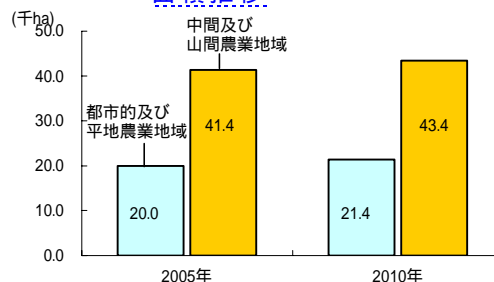


資料：総務省「過疎地域等における集落の状況に関する現状把握調査」(2011年4月公表)

(耕作放棄地の増加)

中山間地域の耕作放棄地の面積は、2005年から2010年において2千ha増加しています。また、中国・四国地域における耕作放棄地のうち2/3が中山間地域に存在しています(図 - 12)。

図 - 12 中国・四国地域の耕作放棄地面積推移

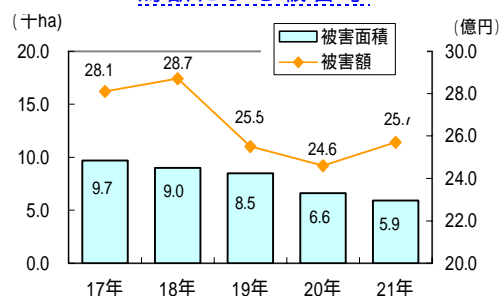


資料：農林水産省「農林業センサス」「世界農林業センサス」(組替集計)

(野生鳥獣による農作物被害)

中国・四国地域における野生鳥獣による農作物被害についてみると、被害面積は減少傾向にあるものの、被害額は2008年25億円から2009年26億円と増加しています(図 - 14)。

図 - 13 中国・四国地域における野生鳥獣による被害等



資料：農林水産省調べ

以上のように、中国・四国地域は農業上において、中山間地域のウェイトが高く、また、当該地域は多様な生物の生息、伝統文化の継承等の多面的機能を有する場であり、こうした面においても重要な地域となっています。しかし、中山間地域は、高齡化、過疎化の進行等により農村の維持の面からは厳しい状況となっています。このような状況を打開するためにも、これまでに述べた中山間地域の特徴を活用した個性的な取組が必要となっています。

第2章 中山間地域において活性化している地域の事例

第1章でみた中国・四国地域の特徴を活かし、高齢化、過疎化等の厳しい現状を克服するべく、「伝統芸能を活かした都市との交流」、「地域農業を核とした多角的なビジネス展開」、「Iターン者等の外部の力の導入と融和」、「事業導入を契機とした取組の多角化」、「住民と行政との協働活動」、「地域の資源(宝)の再生」に取り組んでいる特徴的な6事例を抽出しました。

6つの対象事例

伝統芸能を活かした都市との交流

【事例1】NPO法人新田むらづくり運営委員会（鳥取県智頭町）

- ・大阪いずみ生協との体験交流をきっかけに、地域資源である「人形浄瑠璃芝居」に着目した取組を実施。
- ・「人形浄瑠璃の館」等のハード整備等に対する町等の支援を受けつつも、取組を進めていくなかで「自分達のことは自分達で」という意識が芽生え、集落としては日本初となるNPO法人格を取得し、NPO法人新田むらづくり運営委員会として全住民による運営を開始。
- ・都市農村交流の取組により交流人口が、Iターン家族の受入れにより集落の世帯戸数が、それぞれ増加。



人形浄瑠璃芝居

地域農業を核とした多角的なビジネス展開

【事例2】(有)グリーンワーク（島根県出雲市）

- ・農業を核としつつ経営の安定と地域貢献を目的とする農外事業を両立させるため、営農組合から有限会社化。
- ・農外事業については、行政や農協からの受託のほか、畦畔の草刈りのために導入した羊の毛を利用した製品の販売を行う等、多様な取組を実施。
- ・安定した経営により地域内にIターン者の雇用を生み出しているほか、「高齢者等外出支援サービス事業」により地域住民の福祉にも貢献。



羊による除草

Iターン者等の外部の力の導入と融和

【事例3】NPO法人結まーるプラス（島根県江津市）

- ・東京から島根県旧桜江町（現江津市）にIターンし、石見地域の食、自然、景観の素晴らしさについてインターネットを活用した情報発信を行っていたK氏と江津市職員（旧桜江町職員）が、市町村合併を契機として地域の将来に危機感を抱き、U・Iターン者等を含む地域内の有志とともにNPO法人を立ち上げ。
- ・地域資源を活かした田舎暮らしツアー等の「攻めの活動」や行政等と連携した空き家対策等の「守りの活動」を実施。
- ・田舎暮らしツアーに200人以上が参加し、約15人がIターンするとともに、空き家についても20件以上の住み替え契約が成立。

事業導入を契機とした取組の多角化

【事例4】境地区農業生産者組合（岡山県美咲町）

- ・2000年、中山間地域等直接支払制度の創設をきっかけに、集落において棚田保全等の取組を開始。
- ・2002年、美咲町の職員からの提案により、「赤そば」の栽培を中心とした取組が本格化。
- ・同職員からの更なる提案により2003年に建設された「紅そば亭」は、1万人を集客するまでに成長。
- ・このようなそばを核とした取組の成果により、地域住民に自信が芽生え、都市部の大学生との交流による秋祭りの再興等へと取組が拡大。



境そば

住民と行政との協働活動

【事例5】仁保地域開発協議会（山口県山口市）

- ・急速な過疎化に伴う地域の将来に対する危機感の高まりから地域の若い人が中心となり、1969年に地域内の全ての組織をまとめる仁保地域開発協議会を設立。
- ・「不便なところから整備していく」との方針の下、生活環境（道路等）の整備を実施。
- ・道の駅等の整備等に当たっては、住民自らが用地を確保。
- ・施設整備は行政、管理・運営は地域住民という役割分担の下で整備された道の駅「仁保の郷」は、年間約70万人が来訪する施設へ発展。



山口市と仁保自治会がフロアを共有する「仁保地域交流センター」

地域の資源（宝）の再生

【事例6】(株)四万十ドラマ（高知県四万十町）

- ・四万十地域は、古くから高品質な栗の産地であったが、輸入栗の増加や農家の高齢化等により生産量は大きく減少し、耕作放棄園も増加。他方、大粒で甘いという特徴から菓子製造業者等からの評価は高く、生産と需要のギャップが存在。
- ・(株)四万十ドラマが中心となり四万十栗の再生に係るボランティア組織を結成し、管理不良園の再生による生産拡大や同地域での一次加工による雇用の創出等を目的とした取組を実施。
- ・協議会の取組により生産者の栽培意欲が向上するとともに、地域内に栗の一次加工場ができたことにより雇用に創出。



四万十栗

分析した事例に共通する特徴

これまでみてきた事例においては、危機感を持った人たちが、この地域を何とかしたいという思いから地域に元々ある資源を見つめ直しています。また、取組のコンセプトを関係者が共有し、活動へ向けた組織化を行うとともに、様々な技術等を取り込み地域の活性化に結び付けています。これらの取組に共通する特徴として、「誰が（「人」）」、「何を（「資源」）」、「どのように（「仕掛け」）」という3つの視点から捉えてみました。以降、この「人」、「資源」、「仕掛け」について考えます。

「人」

取組の中心は「人」であり、人の和（輪）が取組の広がりとなります。活性化している地域には、この和（輪）を広げる役割を担う、あるいはその中心となるリーダーやキーパーソン（以下「リーダー等」という。）が存在しています。

リーダー等は、地域住民だけでなく、行政等の多様な主体が含まれており、取組のきっかけを作ったり、住民と行政等をつないだりと様々な役割を果たしています。

例えば、NPO法人結まーるプラスでは1ターン者が中心となって組織を作り、そのメンバーの1人である市職員は、市とNPO法人をつなぐ役割を果たし、1ターン者を支えています。

「資源」

農村には、「資源」として目に見えるモノ（農産物、伝統芸能、景観等）も目に見えないモノ（農村文化、知恵等）もありますが、その価値が認識されていないことが少なくありません。分析した事例においては、「こんな良さがあるのではないか」との“着眼点”から、目に見えるモノと目に見えないモノを掛け合わせるなど資源を“磨く”ことで、新たな付加価値を生んでいます。

（株）四万十ドラマでは、大粒で甘いため市場からの評価は高いものの、生産量が大きく減少していた「四万十栗」に着目し、生産者、農協、菓子製造業者等と協力し、生産拡大や、加工施設整備により地域内経済の拡大を図っています。

「仕掛け」

人やモノ（資源）が揃っても、それらを上手く活かす「仕掛け」がなければ、取組は進みません。仕掛けには、人同士、モノ同士、人とモノをつなぐものなど多様ですが、「自分達はこうありたい」といった“コンセプト”やそれを達成するための手段としての“組織”が基本となります。

また、“知恵、技術”や、行政等からの支援を活用することで仕掛けの効果や持続性を高めていると考えられます。事例においては、核となる仕掛けは地域内で作り、必要に応じて外部の仕掛け（知恵、技術、助成）を取り込むことで、自主性や自立性を保っています。

例えば、（有）グリーンワークでは、有限会社化すること（＝仕掛け）により森林公園の管理受託業務等の複数の農外部門への事業展開を可能としています。

第3章 中山間地域を元気にするためには

前章において整理した「人」、「資源」、「仕掛け」といった3つの視点について、各事例の取組をより具体的なポイントとして整理してみます。

地域を元気にするためのポイント

【ポイント1】 取組の中心となるリーダー等が存在

- ・多くの事例において、タイプの違うリーダー等が複数存在し、互いの知恵・能力・特性を発揮・補完しながら地域を支えています。
- ・リーダーは、現状や将来への強い危機感を持っています。

【ポイント2】 地域への愛情や誇りをリーダー等と地域住民が共有

- ・リーダー等の危機意識が地域住民へ伝わり、「この地域を何とかしたい」という地域への愛情や誇りが共有されていることが重要です。
- ・また、地域への愛情や誇りは、「ビジョンや理念」として取組の参加者間を結び、取組を成功させる重要な基礎となります。

地域が一体となった環境保全・向上活動

金清地域資源保全隊（徳島県阿波市）

- ・徳島県阿波市市場町では、用水路等の施設を整備し農業用水の確保を行ってきましたが、高齢化した農業者だけでこれらを保全していくことは困難な状況になりつつありました。
- ・このような状況のなか、2007年、金清水利組合が中心となり、農地・水・環境保全向上対策に取り組むため、地域内の各種の組織へ説明を行いました。当初、対策への参加に難色を示した組織も水利組合の「地域のため」という理念に賛同し、地域の自治会、消防団等の各団体を構成員とした金清地域資源保全隊が発足しました。
- ・保全隊では、農地周辺の草刈り等の農業施設等の維持管理に係る活動、中学生とのクリーンアップ活動のほか、遊休農地においてコスモス等の景観植物を植え地域の景観を向上させています。



コスモスの写生大会

【ポイント3】 行政機関等の外部組織の活用

- ・地域住民だけでは解決できない調整や問題点については、行政機関、農協、教育機関等を活用することも必要です。
- ・ただし、外部の力を活用する場合においても、取組の主体はあくまで地域住民であるという原点を忘れないことが重要です。

【ポイント4】 「資源」は見つけ出し、あるいは育てるもの

- ・身近にあるもの、地域では当たり前のものが地域の魅力を伝える「資源」となります。
- ・視点や考え方を少し変えてみることにより、「資源」としての新たな価値や使い道を見い出すことができるものと考えられます。

地域の資源「オリーブ」を活かした展開 (株)ヤマヒサ(香川県小豆島町)

- ・香川県小豆島町にある(株)ヤマヒサのU社長は、そうめんや佃煮といった地域の特産品の材料の多くが地域外のものであり、市場の拡大が難しいなかで産業としての将来の見通しが立たないことに危機感を持っていました。
- ・一方、小豆島の特産であるオリーブの栽培面積は、1964年の106haをピークに1988年には34haまで減少しており、U社長は地域の資源であるオリーブを活用することが必要であると考え、無農薬栽培を開始しました。
- ・他方、小豆島町においてもオリーブ産業を地場産業として成長させるべく、2003年に「小豆島・内海町オリーブ振興特区」を申請、「会社法人による貸付農地での営農許可」という特例措置を受けました。同年、(株)ヤマヒサは、「小豆島・内海町オリーブ振興特区」第1号として認定、2005年に認定農業者となりました。
- ・特区申請や(株)ヤマヒサのオリーブ茶の開発等により、オリーブの栽培に参入する企業が増え島内の遊休農地が解消されるとともに、オリーブを利用した様々な食品や化粧品等の開発が活発になっています。



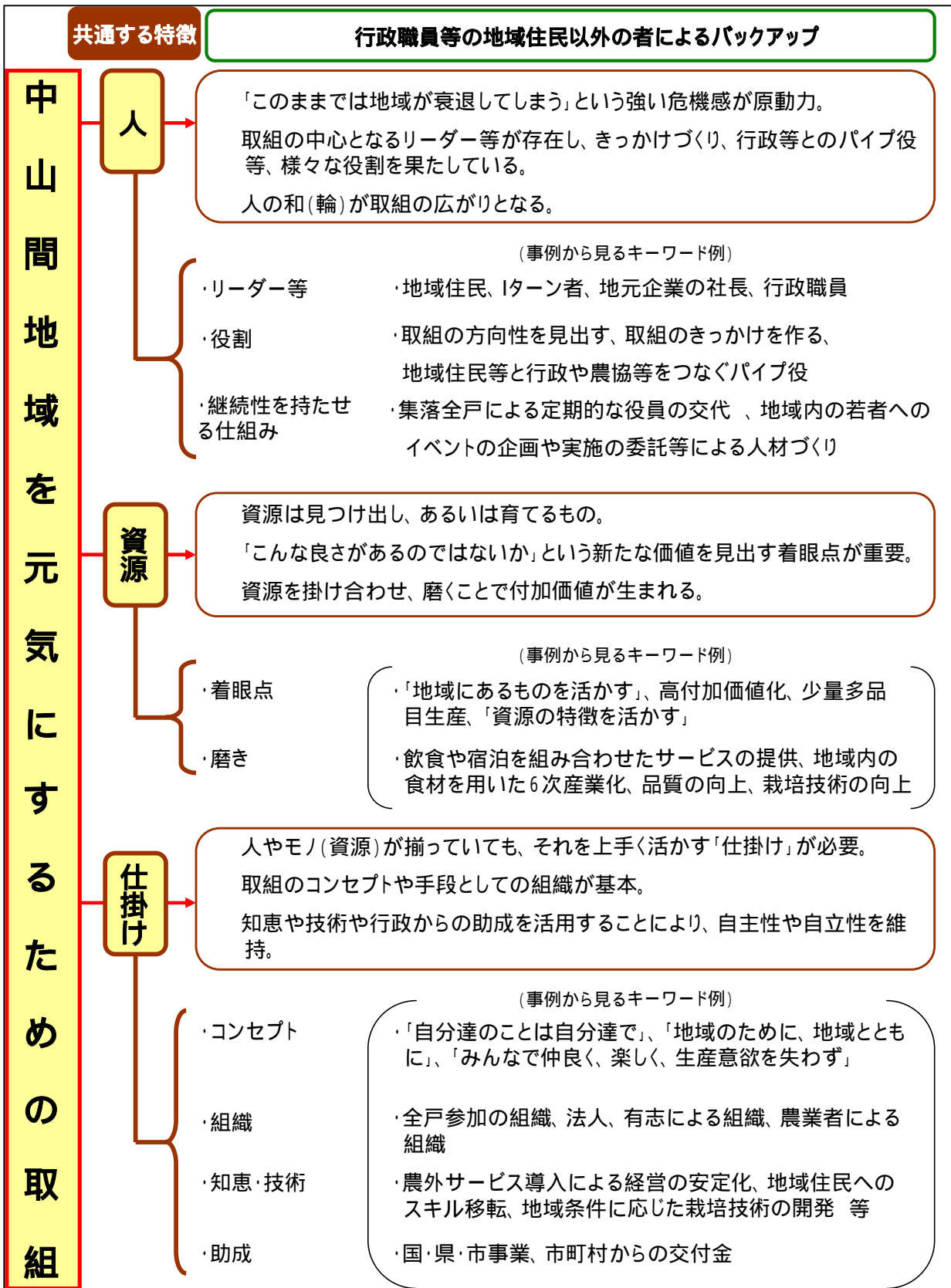
オリーブ茶

【ポイント5】 人、経済、知恵、技術、情報を呼び込む「仕掛け」

- ・強い思い(理念)やこだわりを持って地域の資源を磨き、これを提供あるいは情報発信することで、それに共感する地域内外の人とのネットワークが構築されます。
- ・特に、外部とのネットワークは、地域にはない人材、知恵、技術、情報といったエネルギーを地域に送りこみ、物理・経済・心理面から地域を元気にします。

以上の地域を元気にするためのポイントに共通する特徴をまとめると、次のように整理できます（図 - 14）。

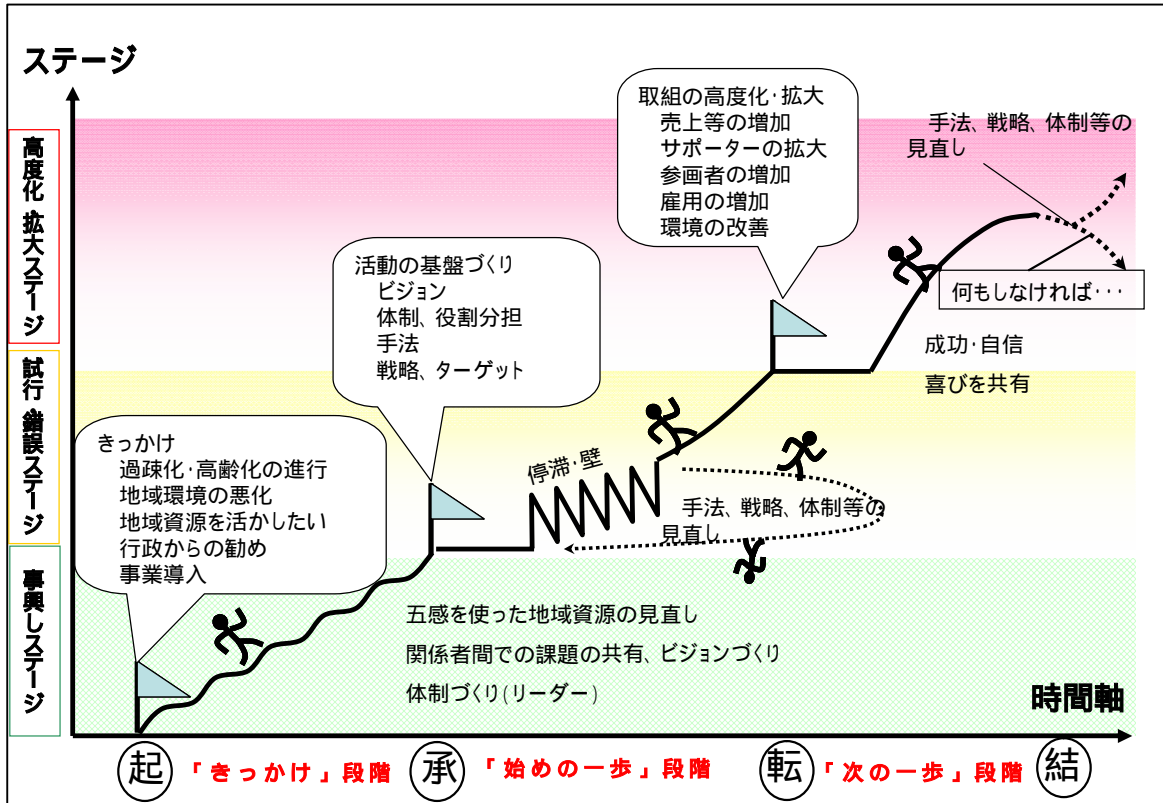
図 - 14 地域を元気にするためのポイントに共通する特徴



取組の深化

一方、こうした特徴を基本としつつ、地域を元気にするための取組を時間の流れで捉えた場合、取組の「『きっかけ』段階」、具体的な取組への「『始めの一步』段階」、取組が拡大等する「『次の一步』段階」として整理することができます(図 - 15)。

図 - 15 取組のステップアップイメージ



（「きっかけ」段階）

内的・外的要因を「きっかけ」とした動き出しの段階です。具体的には、過疎化・高齢化の進行や耕作放棄地の増加等による地域環境の悪化、行政による事業の導入等により、リーダー等の「地域の将来に対する危機感」や「地域をもっと良くしたい」という地域への愛着や愛情が刺激され、リーダー等が持つ危機意識が地域住民に共有されます。

（「始めの一步」段階）

具体的な取組へ向けた準備を行い実行する段階です。具体的には、取組の基礎となる将来ビジョンや活動理念を定め、メンバー間の取組への方向性を一致させる、組織体制や各人の役割分担を定める、活動の手法、戦略等を検討し実行する段階です。

ここで、取組の初期段階において想定していた効果が出ない等により活動が低調となることが少なくありません（停滞期）。このような場合は、「これまでの取組内容」について現状をあらためて認識し、「どうやれば乗り越えられるのか」という仮説を設定することが必要です。そのうえで、仮説に基づき、それを実現するための具体的な手法、戦略、体制等を見直し、見直した結果を実行に移す、といったプロセスを根気強く続けることが有用と考えられます。

（「次の一步」段階）

「始めの一步」段階における停滞期を乗り越えることで、メンバーが成功の喜びを共有するとともに、自分達の取組に自信を持つことで取組内容が高度化し、あるいは拡大する段階です。

この状況を維持し、更に発展させるためには、「始めの一步」段階同様、取組の手法、戦略、体制等について継続的に見直しを行うことがポイントとなります。

おわりに

- ・中国・四国地域においては、総農家の経営耕地面積等の6割を中山間地域が占めるなど、中山間地域は農業上重要な地域であるとともに、土壌の侵食や崩壊の防止、伝統文化の形成・維持等の多面的機能を有しており、農業以外の面においても重要な地域といえます。しかし、当該地域は、過疎化や高齢化の進行等の厳しい状況にあり、何らかの活性化のための取組が必要となっています。
- ・このように厳しい状況にありながらも、地域を活性化している事例について分析した結果、「人」の“このままでは地域が衰退してしまう”という危機感が原動力となり、取組の開始へとつながっていること、また、取組に至る過程のなかで地域を見つめ直し、地域の自然環境、伝統芸能、農産物を「資源」として捉え、それを活かすための組織、知恵、技術等が組み合わされた「仕掛け」が作られていることが浮き彫りになりました。
- ・どんなに素晴らしい「資源」や「仕掛け」があっても、それを動かす「人」がいないと「資源」、「仕掛け」は活かされず、地域も元気になりません。3つの視点の中でもよりポイントとなるのは「人」であり、行政等も含め外部の視点・力をいかに活用していくかも重要です。
- ・本情勢報告を作成するための現地調査において、「地域を元気にするためにはどうしたらよいか」という問いを投げかけたところ、「最後は、地域のための取組をやるかやらないかである」という意見が多くありました。また、「皆、何かをやらないといけないという思いは持っているが、一歩前に出て取組を始めることが非常に難しい」、「勇気を出して前に出ると、後は目標に向かって進むだけである」という意見も多くありました。
- ・以上から、自らの地域の特徴（強み）を見つめ直し活かす視点を持ち、外部の視点や力も導入しつつ、地域の皆が危機感や地域への愛情・誇りを共有しながら、地域のために一歩前に出てみるのが、中山間地域を元気にするための第一歩ではないでしょうか。この一歩が中国・四国地域、ひいては全国の中山間地域を元気にする第一歩ではないかと考えます。

中国・四国地域の食料・農業・農村の動向 【動向編】

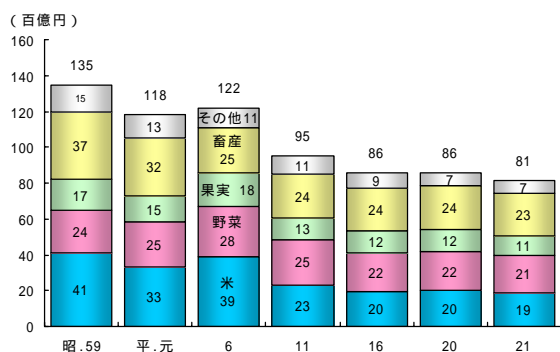
第1章 中国・四国地域の農業・農村の姿

中国・四国地域の農業生産、農業経済の動向

2009年における農業産出額は8,116億円で、米、みかん、豚、鶏卵等の価格の低下により、前年に比べ472億円減少しました（図 - 1）。

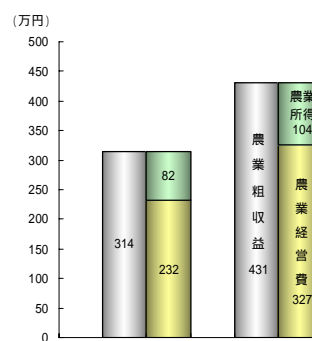
2009年における農業経営体（個別経営）の1経営体当たりの経営収支は、農業粗収益314万円、農業経営費は232万円、農業所得は82万円となっています（図 - 2）。

図 - 1 農業産出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

図 - 2 農業経営収支（2009年）



資料：農林水産省「農業経営統計調査」

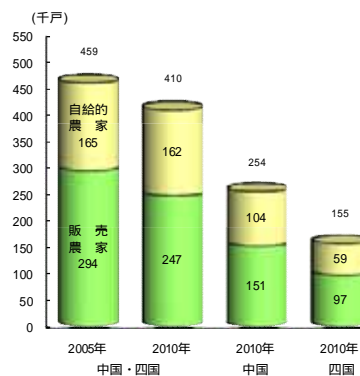
中国・四国地域の農家・農業労働力の動向

2010年2月1日現在における総農家は40万9,850戸で、2005年に比べて約5万戸減少しています（図 - 3）。

2010年の販売農家の農業就業人口は36万7,481人、基幹的農業従事者は29万189人で、それぞれ2005年に比べ10万2,261人（21.8%）、1万4,385人（4.7%）減少しています（図 - 4）。

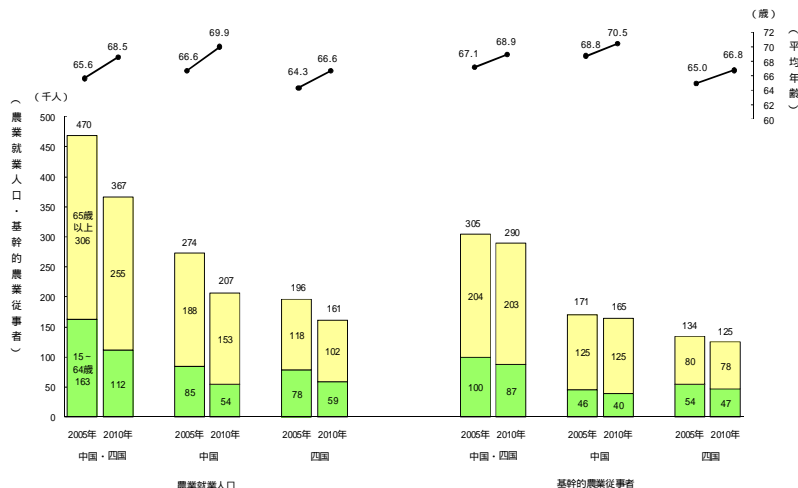
また、平均年齢は農業就業人口が68.5歳、基幹的農業従事者が68.9歳となっています（図 - 4）。

図 - 3 総農家数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「世界農林業センサス」

図 - 4 販売農家の農業労働力



資料：農林水産省「農林業センサス」、「世界農林業センサス」

第2章 食料自給率向上に向けた取組

2009年度の食料自給率

2009年度における我が国のカロリーベースの食料自給率は、小麦、国内産糖（てんさい、さとうきび）の生産量の減少、米の消費量の減少により前年度から1ポイント低下し、40%になりました。

戸別所得補償モデル対策

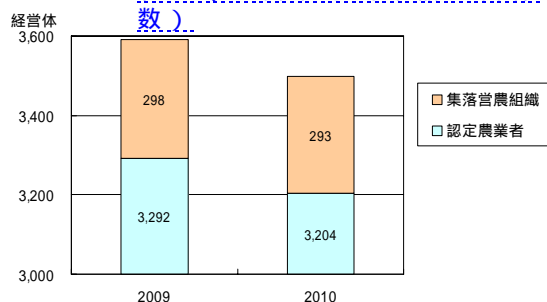
中国四国農政局では、一人でも多くの農業者が制度を理解したうえで参加していただけるよう、加入申請書を関係農家全戸に配布、説明会の開催、パンフレット等による制度の周知と加入促進を行いました。

その結果、戸別所得補償モデル対策の交付金支払件数(額)は、全国約116万件(3,069億円)、そのうち中国・四国地域では約19万8千件(約390億円)となりました。支払面積は、米戸別所得補償モデル事業で主食用米9万8千ha、水田利活用自給力向上事業で麦8千ha、大豆4.2千ha、飼料作物5.8千ha、新規需要米2.6千ha、加工用米680ha、そば1.2千ha、なたね46haとなりました。

水田経営所得安定対策

水田経営所得安定対策の申請状況（2010年産）は、認定農業者3,204、集落営農組織293からの加入申請があり、前年比93経営体の減少となりました（図-5）。前年比の品目別作付計画面積は、米は1,065ha、4麦は187ha増加した一方、大豆は172haの減少となりました（図-6）。

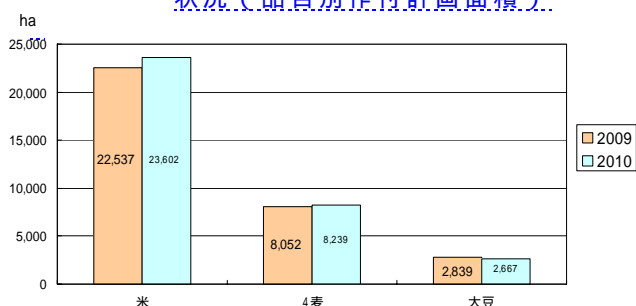
図-5 水田経営所得安定対策の加入状況（経営形態別申請経営体数）



資料：中国四国農政局調べ

注：加入申請を行った経営体の数値であり、交付要件に係る審査前のもの。

図-6 水田経営所得安定対策の加入状況（品目別作付計画面積）



資料：中国四国農政局調べ

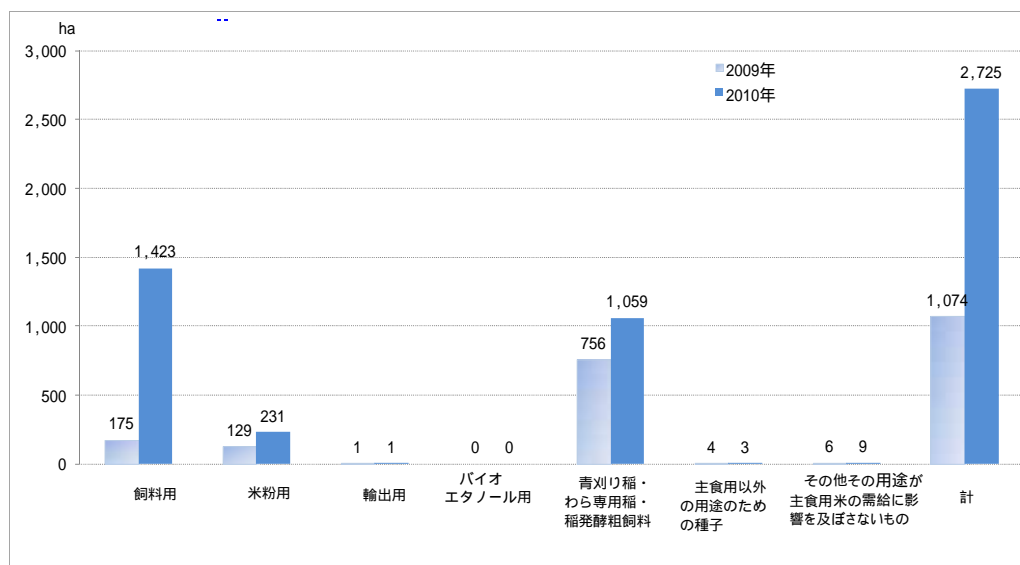
注：加入申請を行った経営体の作付予定面積であり、交付要件に係る審査前のもの。

新規需要米の推進

2010年度においては、自給率向上へ向けた戦略作物等に対する直接助成となる水田利活用自給力向上事業が実施され、中国四国農政局においては、関係機関と協力し当該事業による新規需要米への取組を推進しました。

その結果、中国・四国地域の新規需要米の取組面積は、2009年の1,074haから2010年には2,725haまで拡大しています（図-7）。

図 - 7 新規需要米の取組面積（中国・四国地域）



資料：農林水産省「平成 22 年度新規需要米の取組計画認定状況」

注：1）需給調整カウントとなる新規需要米の取組として認定を受けたもの。

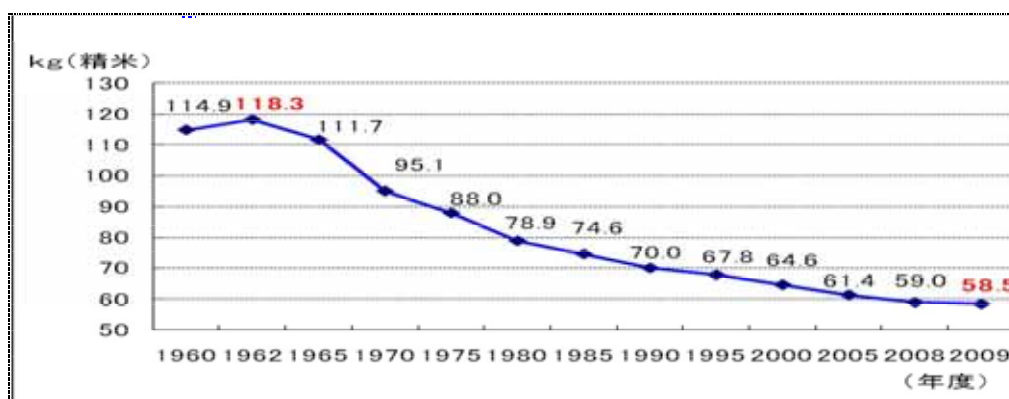
2）その他の取組には、平成 19 年産まで実施していた消費純増策の取組が含まれている。

米粉食品の利用拡大

米の一人当たり年間消費量は、食の欧米化や消費者ニーズの多様化等により、1962 年度をピークに、2009 年度には 58.5kg とほぼ半減しています（図 - 8）。

中国四国農政局では、米粉の普及拡大のため、民間企業や団体等で構成する米粉食品普及推進協議会や関係機関・団体等と連携し、各種の体験実習や情報発信等に取り組んでいます。

図 - 8 米の国民一人当たり年間消費量推移



資料：農林水産省「食料需給表」

米粉普及拡大の取組例

米粉料理教室の開催

中国四国農政局では、消費者、地域の栄養委員、食生活改善員を対象とした「見て・聞いて・触って・作って・食べて」の五感で体験する米粉料理実技講習会を開催しました。



第3章 農山漁村の再生・活性化

農商工連携等の促進

農林漁業者と中小企業者が連携した新商品開発や新サービスの提供、販路開拓等の促進により地域経済の活性化を図るため、「農商工等連携促進法」に基づく施策を推進しています。

中国四国農政局では、施策の推進のため、啓発用リーフレット等の配布、「農商工連携等推進員」として業務等を通じた農商工連携等の取組について広範囲にPR等を行う局内職員の指名、商談会・セミナー等の開催等の取組を実施しています。

取組の結果、2010年度に中国・四国地域内において事業者から申請のあった「農商工等連携事業計画」の認定は5件であり、地域活性化に向けた意欲的な取組がなされています。

また、中小企業地域資源活用促進法に基づく支援（2010年度の地域産業資源活用事業計画の認定件数4件）や、産学官の異業種が連携した食料産業クラスターの形成等を各種施策と一体的に推進しています。

農山漁村の活性化への支援

農山漁村に人を呼び込み地域を活性化するための支援策を総合的に展開するため、2007年に「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」が創設され、地域の創意工夫を活かして活性化計画を作成した地方公共団体に対して、農山漁村地域の活性化へつながる取組を総合的に支援しています。2010年度の中国・四国地域においては、新たに22市町村で農山漁村の活性化へ向けた取組が実施されています。

グリーン・ツーリズムをはじめとする都市と農山漁村の共生・対流は、地域活性化に向けた重要な施策の一つであり、関係府省との連携のもと、魅力ある交流拠点の整備をはじめとした各種取組により地域の活性化を図っています。

「オーライ！ニッポン大賞」等受賞者

- ・2003年度から「都市と農山漁村オーライ！日本会議」では、都市と農山漁村の交流の拡大・活性化に寄与した団体・個人を表彰する「オーライ！ニッポン大賞」、農山漁村地域の生活・文化を楽しむ新たなライフスタイルを実践している個人を表彰する「ライフスタイル賞」を実施しています。

第8回（2010年度）オーライ！ニッポン大賞審査委員長賞

- ・いなかインターンシップ（高知県高知市）

ライフスタイル賞

- ・中村成子氏（島根県奥出雲町）
- ・白松博之氏（山口県阿武町）



いなかインターンシップの参加者

豊かなむらづくりへの取組

農林水産祭のむらづくり部門では、自主的努力と創意工夫によるむらづくり活動を通じて地域の活性化に貢献している集団を表彰しています。2010年度は、中国・四国地域では3団体・地区が農林水産大臣賞を、2団体・地区が中国四国農政局長賞を受賞しました(表 - 1)。

なお、愛媛県の「大野ヶ原開拓組合」は「内閣総理大臣賞」を受賞しました。

表 - 1 農林水産祭 むらづくり部門 受賞集団一覧(2010年度)

表彰名	むらづくりの主体	所在地
内閣総理大臣賞 農林水産大臣賞	大野ヶ原開拓組合	愛媛県西予市野村町
農林水産大臣賞	特定非営利活動法人 かさおか島づくり海社	岡山県笠岡市北木島町
農林水産大臣賞	宇生賀地区	山口県阿武郡阿武町
中国四国農政局長賞	扇の里村づくり推進委員会	鳥取県鳥取市国府町
中国四国農政局長賞	(有)グリーンワーク	島根県出雲市佐田町

資料：中国四国農政局作成

大野ヶ原開拓組合(愛媛県西予市)

- ・大野ヶ原地区は、標高1,000mを超える四国カルスト高原に位置し、平均気温が10前後であり、積雪が多い時には2.5mになるなど厳しい条件にあります。
- ・当地区は、戦後に入植した開拓1世が築いた基盤をその子孫が継承・発展させ、酪農などの経営基盤の確立と地域の結束力により全農家で後継者が確保されています。



3世代の集合写真

農村の生活環境整備等

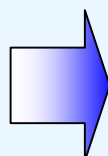
中国・四国地域の農村生活環境は、中山間地域で下水道等の整備が立ち遅れているなど、都市部と農村部に大きな差がみられます。

中国四国農政局では、農村生活環境の整備を促進するため、農業集落排水施設整備、農村振興総合整備、中山間地域総合整備等の取組を推進しています。

農道整備の整備例



【整備前】



【整備後】

農地・水・環境保全向上対策

良好に維持保全された農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、これらの質を高める地域での共同活動と、環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援するため、2007年度から「農地・水・環境保全向上対策」を実施しています。

2010年度における中国・四国地域では、2,551の活動組織が約10万haの農地において地域ぐるみの共同活動に、そのうち264の活動組織が約4千haの農地において化学肥料等を大幅に低減する先進的な営農活動に取り組んでいます（表-2）。

表 - 2 農地・水・環境保全向上対策に取り組む組織数等

	平成21年度	平成22年度	増減率(%)
活動組織数	2,500 (241)	2,551 (264)	2.0 (9.5)
取組面積 (ha)	99,834 (3,219)	100,855 (3,747)	1.0 (16.4)

資料：中国四国農政局調べ

注：1) () は、営農活動支援に係るもので内数。

2) 平成22年度は、平成23年1月末現在の数字。

農地・水・環境保全向上対策の取組事例



水路施設の点検及び診断



自主施工による水路布設替



景観植物（コスモス）の植栽

中山間地域の振興に向けた取組

「中山間地域等直接支払制度」は、将来に向けた農業生産活動等の継続に向けた前向きな取組を促進し、水路・農道等の管理活動や耕作放棄地の発生防止等の活動とともに、機械・農作業の共同化や担い手への農地集積等の取組を推進しています。中国・四国地域では、対象農地を有する179市町村の97%に当たる173市町村で8,425協定が締結されています（表-3）。

表 - 3 中山間地域等直接支払制度実施状況見込み（2010年度）

県名	対象市町村数	実施市町村数	協定数	交付見込み面積 (ha)
鳥取県	17	17	674	7,837
島根県	21	21	1,317	12,558
岡山県	25	25	1,325	11,816
広島県	18	17	1,585	20,301
山口県	16	16	828	11,735
徳島県	17	17	544	3,379
香川県	15	12	442	2,770
愛媛県	18	18	964	13,850
高知県	32	30	746	6,764
中国四国計	179	173	8,425	91,011
(参考) 全国	1,101	989	27,001	663,137

資料：中国四国農政局作成

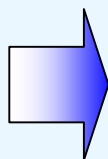
参入企業との連携により耕作放棄地を解消している事例

(島根県隠岐の島町 真杉)

- ・当集落では高齢化の進展とともに、離農による耕作放棄地が増加し、病虫害の発生や景観の保全が問題となっていました。
- ・一方、土木業から畜産業に参入した企業が近隣にあり、当該企業では飼料の確保が問題となっていました。
- ・この両者を農業委員会が中心となって結び付け、中山間地域等直接支払制度に当該企業が協定の参加者として関わり、その機動力が活かされることで、耕作放棄地がスムーズに解消されています。



耕作放棄地の復旧作業（作業中）



耕作放棄地の復旧作業（作業後）

バイオマスの活用の推進

中国四国農政局では関係機関と連携しつつ、国の制度等に係る説明会の開催、ホームページ等を活用した各種情報提供等により、バイオマスの活用を推進しています。2010年12月に「バイオマス活用推進基本計画」が閣議決定・公表されました。当該計画においては、バイオマス供給者である農林漁業者、バイオマス製品の製造事業者、地方公共団体、関係府省等が一体となってバイオマスの最大限の有効活用を推進することとされています。

農業生産法人 有限会社アースファーム（島根県松江市）

- ・農業生産法人（有）アースファームでは、市内のスーパーや旅館、飲食店から発生する生ごみを回収して製造された液体肥料により農産物を生産し、これを『CO₂カットフーズ』と名付け、地域内のスーパーを始め、県内外のこだわり食材を扱う飲食店、旅館等と契約販売を展開しています。



(有)アースファームの社員とCO₂カットフーズ

第4章 食の安全の確保と「食」と「農」の結び付きの強化

食品の安全の確保

農畜水産物の生産段階における安全の確保に向け、次の取組を実施しました。

- ・ 農薬や家畜・養殖水産物への飼料、動物用医薬品等の使用状況等の調査点検
- ・ GAP（農業生産工程管理）及びIPM（総合的病害虫・雑草管理）の普及推進
- ・ BSEの発生防止のため、飼料用の豚肉骨粉等の原料収集先に対し、飼料原料の管理状況を調査
- ・ ペットフードの安全性の確保を図るため、ペットフードの製造・輸入業者の届出の受付や販売業者に対する立入検査
- ・ 2010年11月、島根県安来市内の養鶏場での高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型（強毒タイプ））の発生を受け、感染拡大防止のため、鶏の殺処分・焼却等の防疫措置を実施

消費者等へ食の安全等に係る知識の普及を図るため、セミナーや「食と農の知っ得講座」を開催しました。なお、「食と農の知っ得講座」は、2010年度において421回開催し、延べ約1万3千人が受講しました。

消費者の信頼の確保

2010年度は、期限表示の改ざん等の不適正表示事件が相次いで発生し、中国・四国地域では、不適正表示事案12件について指示・公表の措置が行われました。

中国四国農政局では、食品表示担当職員（食品表示Gメン）が日常的に小売店舗等を巡回し、生鮮食品の名称や原産地の表示状況を調査しています。

広く国民から表示違反疑義情報の提供等を受ける「食品表示110番」窓口を設置するとともに、一般消費者が日常の購買活動を通じて食品表示状況をモニタリングする「食品表示ウォッチャー」制度を活用し、情報収集を行っています。

米穀に対する消費者の信頼確保に向けた取組として、飼料用など主食用以外に限定する旨の条件を付して売り渡した米穀が適正に扱われているか確認を行いました。

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の施行により、取引等の記録の作成・保存（トレーサビリティ）については、2010年10月から義務付けられました。2011年7月からは、米穀等の産地情報の伝達が義務付けられることから、説明会の開催等を通じ制度の周知を行いました。

「移動消費者の部屋」の開設

- ・ 2010年6月22日、岡山駅地下一番街（イルカの広場）において、「食の大切さを農業とともに考えよう！」をテーマに「食」や「農」に関するパネルやフードサンプルの展示、パンフレットの配布等を行い、消費者との交流を図りました。



食育の推進

食育の推進のため、中国四国農政局では毎年6月の「食育月間」におけるパネル展等を開催するとともに、会員の活動やイベント情報等をホームページやメールマガジン等で紹介する「中国四国食育ネットワーク」を運営しています。

[中国四国農政局ホームページ「中国四国食育ネットワーク」の紹介等](http://www.maff.go.jp/chushi/syokuiku/network.html)

<http://www.maff.go.jp/chushi/syokuiku/network.html>

1日に「何を」、「どれだけ」食べたら良いかの目安をコマのイラストでわかりやすく示した「食事バランスガイド」を活用し、お米を中心に魚、肉、野菜等の多様な副菜から構成された「日本型食生活」の実践や、農林漁業の体験活動を通して「食の大切さ」、「農林漁業の素晴らしさ」を学ぶ「教育ファーム」の取組を推進しています。

食育実践指導者との食育に関する意見交換会

・2011年3月5日、香川農政事務所では香南アグリーム(香川県高松市)において、教育ファームの推進に向け、食育実践指導者を対象とした意見交換会を実施しました。意見交換会では、「教育ファームに取り組む際のほ場等の確保の問題」等について活発な意見交換が行われました。



地産地消の推進

近年の食の安全や食料自給率の向上に対する関心の高まりを受け、中国・四国地域においても直売所の整備等の地産地消の取組が展開されています。

中国・四国地域の市町村や農業団体等において、地産地消を推進するための計画が、2010年度末において154件策定されています。さらに、地産地消を推進する条例を制定する自治体もみられるようになりました。

農林水産省では、地産地消の取組に関する知見や経験を有し、各地域で優れた地産地消の取組に貢献している人を「地産地消の仕事人」として、2010年度は中国・四国地域において4人(全国42人)を選定しました(表 - 4)。

表 - 4 2010年度に選定された「地産地消の仕事人」(中国・四国地域)

県	市町村	氏名	所属
岡山県	井原市	張谷和弘	星の郷青空市株式会社 代表取締役
香川県	さぬき市	古市千晴	香川東部青果株式会社 代表取締役社長
愛媛県	松山市	松本 泰	愛媛県森林組合連合会
愛媛県	今治市	西坂文秀	越智今治農業協同組合直販開発課課長 (兼)農産物直売所「さいさいきて屋」店長

食品産業及び食品リサイクルの現状

中国・四国地域の食品製造業の動向(2008年12月末)は、事業所数が4,542か所(前年比103%)、従業者数が12万4千人(同100%)、製造品出荷額が2兆7,956億円(同102%)となっています。

中国・四国地域の外食産業の現状を一般飲食店でみると、2009年の外食産業の事業所数は3万6,352店、従業員数で23万2,816人と全国の約1割を占めています(表-5)。

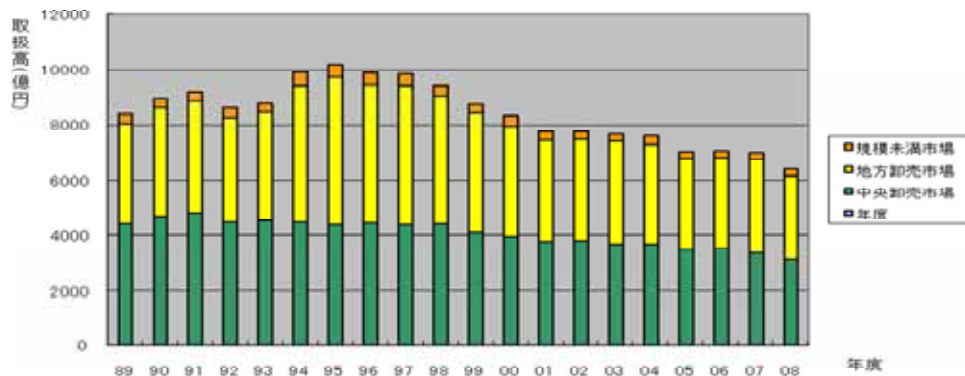
表-5 外食産業(一般飲食店)の事業所数及び従業員数(2009年)

産業分類	事業所数 (カ所)	従業員数 (人)
中国四国	36,352	232,816
食堂、レストラン	6,229	45,353
日本料理店	3,675	30,412
中華料理店	3,749	23,427
焼肉店	1,892	15,835
その他の専門料理店	2,724	24,770
そば・うどん店	2,672	18,584
すし店	1,765	15,300
喫茶店	9,065	29,250
その他の飲食店	4,581	29,885
(参考)全国	403,085	3,178,608

資料：総務省「平成21年経済センサス基礎調査(速報)」

卸売市場は、中国・四国地域に366市場が開設され、生鮮食品等の安定的・効率的な流通網を形成しています。しかし、中国・四国地域の卸売市場の取扱高・市場経由率は年々減少しており、加工・調製体制の強化やコールドチェーン整備等によるニーズへの適切な対応が求められています(図-9)。

図-9 卸売市場形態別取扱高の推移(中国・四国地域)



資料：農林水産省「卸売業者事業報告書」、「地方卸売市場等に関する調査」

一般廃棄物の総排出量は、ピーク時の2000年と比較すると約12%減少しています。しかし、容器包装リサイクルについては、リサイクル率が廃棄量全体の20%程度であり、中国四国農政局においては、再商品化義務不履行事業者対策の強化を継続して行っています。

食品リサイクルにおいては、再生利用等の実施に一定の成果がみられるものの、事業者業種間格差が大きく、特に食品流通の川下である食品小売業・外食産業のリサイクルの取組が低迷しています。

第5章 地域の特徴を活かした多様かつ高度な農業生産を支える人・農地・技術

水稲

2010年産の水稲の作付面積（子実用）は、17万5,200haで、前年産に比べて300ha増加しました。収穫量は86万6,100tで、前年に比べ1万2,600t減少しています（表 - 6）。

10a当たりの収量は、494kg（作況指数98）であり、5月中旬から6月中旬の低温・寡照及び6月から7月中旬の日照不足が影響しています。

表 - 6 2010年産水稲の県別収穫量及び作柄

	作付面積 (ha)	10a当たり 収量(kg)	収穫量 (t)	作況指数
鳥取県	14,200	507	72,000	99
島根県	19,400	482	93,500	95
岡山県	33,800	509	172,000	97
広島県	26,400	511	134,900	98
山口県	23,900	487	116,400	97
徳島県	13,500	471	63,600	99
香川県	15,300	502	76,800	101
愛媛県	15,800	495	78,200	99
高知県	13,100	448	58,700	98
中国四国計	175,200	494	866,100	98

資料：中国四国農政局「平成22年産水稲の収穫量」

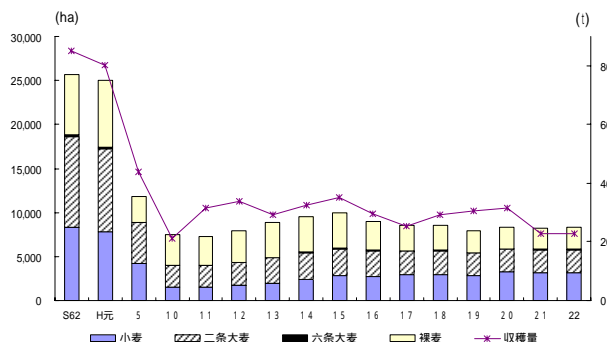
麦・大豆

2010年産の4麦計の作付面積は、8,550haで前年から270ha増加しています。収穫量は、2万2,800tと不作であった2009年産並でした（図 - 10）。

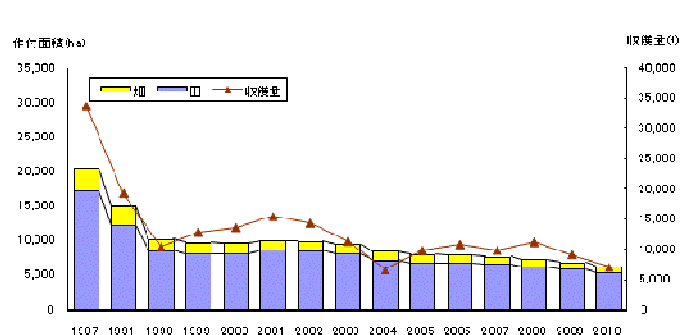
2010年産の大豆の作付面積は、近年の天候不順による栽培意欲の低下や、生産者の高齢化等により減少傾向にあり、2010年では6,240haと前年から8%減少しています（図 - 11）。

図 - 10 麦の生産動向（中国・四国地域）

図 - 11 大豆の生産動向（中国・四国地域）



資料：農林水産省「作物統計」



資料：農林水産省「作物統計」

園芸・特産作物

(1) 野菜

中国・四国地域では、平地の温暖な冬期や中山間地の冷涼な夏期のような自然・立地条件を活かした多様な野菜生産が展開されています。

野菜の作付面積は近年減少傾向にあり、2009年は4万9,300haで、前年に比べ700ha(1.4%)減少しています(表-7)。

2009年の野菜の産出額は2,067億円で、前年に比べ104億円減少しています。

表-7 野菜の作付面積及び産出額の推移

	野菜の作付面積 (ha)			野菜の産出額 (億円)			農業産出額に占める割合 (09年)
	2008年	2009年	前年比	2008年	2009年	前年比	
鳥取県	4,810	4,870	101%	200	185	92.5%	28.1
島根県	3,230	3,200	99%	87	86	98.9%	14.8
岡山県	5,760	5,610	97%	182	175	96.2%	14.0
広島県	7,000	6,970	100%	168	168	100.0%	16.5
山口県	5,560	5,460	98%	123	120	97.6%	18.0
徳島県	7,510	7,400	99%	377	361	95.8%	36.1
香川県	5,610	5,600	100%	239	237	99.2%	31.4
愛媛県	5,570	5,310	95%	188	182	96.8%	14.9
高知県	4,910	4,930	100%	606	551	90.9%	57.2
中国四国計	50,000	49,300	99%	2,171	2,067	95.2%	25.5

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」「生産農業所得統計」

(2) 果樹

中国・四国地域の果樹は、うんしゅうみかん、なし、もも、ぶどう等で全国有数の産地が形成されています。2009年の果樹(果実)の産出額は1,116億円、農業産出額全体に占める割合は13.8%となっており、地域の重要な基幹作物となっています(表-8)。

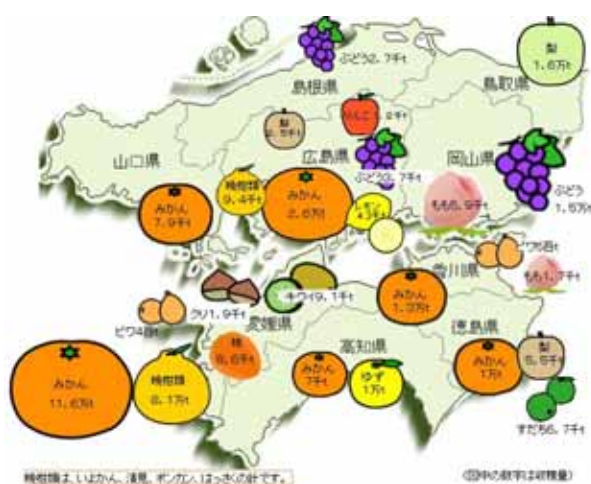
栽培面積は年々減少し、2010年には4万4,400haとピーク時(1973年)の半分以下となっています。

表-8 果樹(果実)の農業産出額(2009年)

	果実産出額 (億円)	農業産出額に占める割合
鳥取県	60	9.1%
島根県	37	6.4%
岡山県	161	12.9%
広島県	126	12.4%
山口県	34	5.1%
徳島県	94	9.4%
香川県	51	6.8%
愛媛県	451	36.9%
高知県	102	10.6%
中国四国計	1,116	13.8%

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

図-12 中国・四国地域における果樹の主要産地



資料：農林水産省「果樹生産出荷統計(平成22年産概算)」、「平成20年産特産果樹生産動態等調査」

(3) 花き・畑作物・特産物

中国・四国地域の花きは、洋ラン類やゆり等が全国でも有数の産地となっています。2009年産の花きの作付（収穫）面積は、切り花類が1,706ha、鉢もの類が4,890a、花壇用苗もの類が8,000aであり、花き全般で減少傾向にあります。

中国・四国地域畑作物・地域特産物については、茶、葉たばこ、そば等が地域の重要な作物として栽培されています。

一方、中山間地域等ではその特性や伝統を活かして小規模ながら地域における主要な経営作物となっているものも多く、みつまた(全国の100%)、オリーブ(同100%)、ミシマサイコ(薬用作物、同75.1%)等は、全国に占める割合が高くなっています。

畜産

2009年の畜産農家戸数は8,901戸と、前年に比べ4.8%減少しました(表-9)。中国・四国地域における畜産の産出額は2,333億円で、部門別にみると鶏部門が47.2%を占めています(表-10)。

表-9 畜産農家戸数(中国・四国地域)

	飼養戸数 (戸)	飼養頭(羽)数 (100頭、千羽)	経営規模 (頭、羽/1戸)
酪農	1,640	776	47.3
肉用牛	5,360	2,077	38.8
養豚	411	5,835	1,420
採卵鶏	476	24,982	524.8

資料：農林水産省「畜産統計」(2009年、2010年2月1日)

注：1)酪農及び肉用牛は2010年、養豚及び採卵鶏は2009年のデータ

2)酪農の飼養頭数はめす、採卵鶏の飼養戸数は種鶏の身の使用者及び1,000羽未満の使用者を除く。

表-10 中国・四国地域の畜産産出額(2009年)

	産出額 (億円)
畜産の産出額	2,333
うち乳用牛	507
肉用牛	376
豚	329
鶏	1,102

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

自給飼料

耕畜連携を推進し飼料自給率を向上させる取組は、資源循環型農業の確立のみならず地域の農畜産業の振興にもつながる取組として積極的に推進しています。

稲発酵粗飼料生産・利用への取組は近年拡大傾向にあり、中国・四国地域の作付面積は2000年度に3ha程度でしたが、2010年度には1,009haまで増加しています。飼料用米の作付面積は、2006年度に0.5ha程度でしたが、2010年度には1,406haと大きく増加しています。

意欲ある多様な農業者の育成・確保対策

(1) 認定農業者制度の推進

中国・四国地域における認定農業者数は、22,053(2010年3月末現在)経営体であり、全国の8.8%を占めています(表-11)。

認定農業者数を営農類型別にみると、稲作主体、果樹主体、施設野菜主体の割合の順に高くなっています(図-13)。

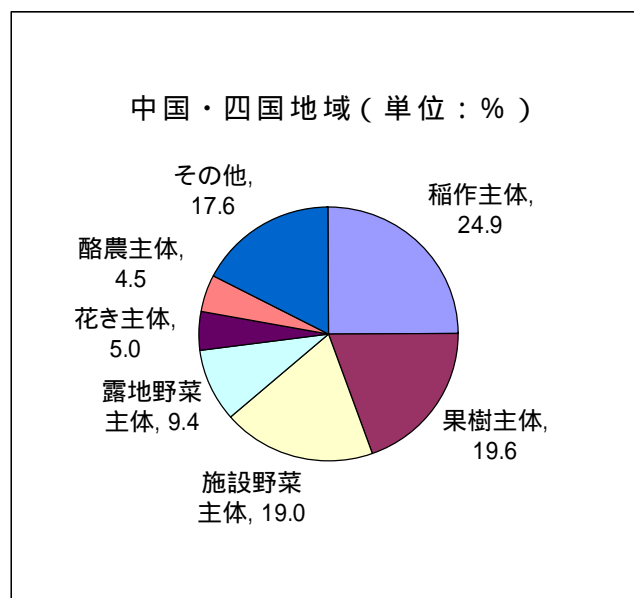
表-11 認定農業者数

	認定農業者	
		うち法人
鳥取県	1,181	102
島根県	1,249	198
岡山県	3,369	199
広島県	1,412	307
山口県	1,576	183
徳島県	2,775	123
香川県	1,708	164
愛媛県	4,985	289
高知県	3,798	97
中国四国	22,053	1,662
全国	249,287	14,172

資料：中国四国農政局作成

注：2010年3月末現在

図-13 営農類型別認定農業者の割合



資料：中国四国農政局作成

注：2009年3月末現在

(2) 法人化・集落営農の推進

2010年1月1日現在の農業生産法人数は、1,440法人で、前年に比べ8.4%増加しました(表-12)。

中山間地域が大宗を占める中国・四国地域においては、小規模経営で高齢農家が多く個別経営体による利用集積が困難であることから、集落営農の取組が盛んです。

2010年3月末現在の特定農業法人数は、383法人で、全国892法人の43%を占めています(表-12)。

2010年3月末現在の特定農業団体数は、216団体で、全国の12%を占めています(表-12)。

中国四国農政局においては、中国・四国地域各県の特徴を踏まえた農業経営体の育成のあり方について検討するとともに、現場における個別課題を検証し情報の共有を図る「農業経営の多様化プロジェクト」に取り組みました。

表-12 農業生産法人数等(2010年)

	農業生産法人数	特定農業法人数	特定農業団体数
鳥取県	99	17	0
島根県	214	99	68
岡山県	133	6	2
広島県	322	158	2
山口県	161	88	78
徳島県	73	1	0
香川県	132	5	61
愛媛県	209	8	5
高知県	97	1	0
中国四国	1,440	383	216
全国	11,829	892	1,802

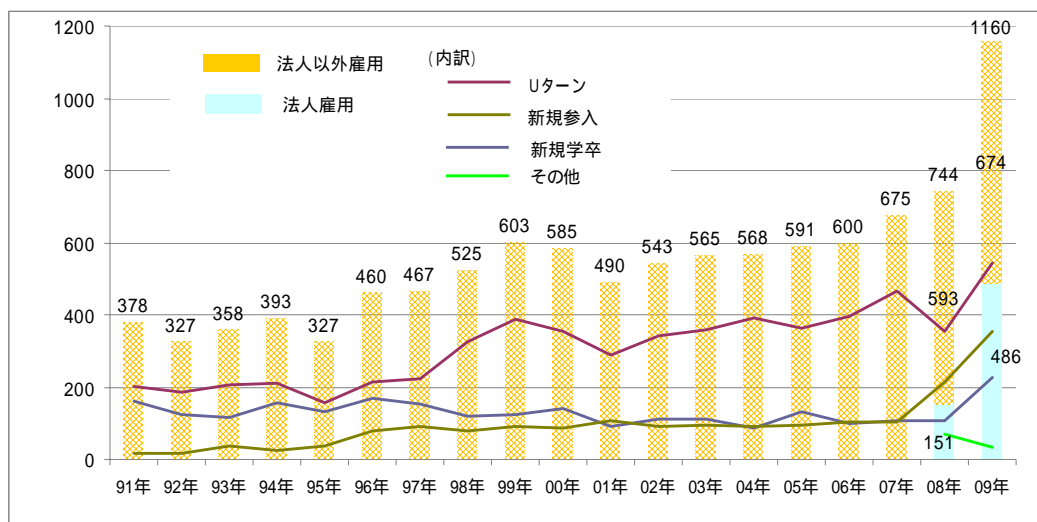
資料：農林水産省作成

(3) 新規就農者の育成確保

中国・四国地域における新規就農者は、2009年で1,160人と増加しました。内訳をみると、新規学卒就農者が227人、Uターン就農者が544人、新規参入が355人、その他が34人となっています(図-14)。

営農部門別にみると、野菜(全体の48.1%)が最も多く、次いで果樹(同23.0%)、畜産(同11.3%)の順となっています。

図-14 新規就農者数の推移(中国・四国地域)



資料：中国四国農政局作成

(4) 男女共同参画の推進

農業就業人口の約半数が女性であるにも関わらず、農業委員や農協の役員、地域方針等の決定の場に参画する女性は依然少ない状況です。

中国四国農政局では、女性の社会参画促進の取組の一環として、岡山市において農業分野における社会参画促進フォーラム開催等により男女共同参画の推進に取り組んでいます。

(5) 障害者が活動できる環境づくり

2009年3月、農業分野における障害者の雇用を促進するため、福祉、保健、労働、農業の各関係機関が連携して横断的な取組及び取組支援を行う組織として、「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」が発足しました。

2010年8月、当該ネットワークでは、障害のある人の就労を受け入れる農業者の拡大を目的として「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク第2回セミナー」を開催しました。

NPO法人 マルキュー(岡山県岡山市)

NPO法人マルキューでは、責任者(健常者)1名と障害のある人4~5名を一班として、苗の植え付け、収穫、出荷・調製等の作業を行い、水稻6ha、そ菜30a(にんにく、なす、ピーマン、アスパラガス、イチゴ等)を栽培しています。



農地政策

(1) 農地の利用及び流動化

2011年3月末現在の農業振興地域は、中国・四国地域の204市町村のうち、198市町村で指定されています。

2009年12月1日現在の農業振興地域内の農用地面積は50万544ha、そのうち農用地区域内の農用地面積は39万2,628haで、設定率は78.4%となっています。

農地転用面積は近年減少傾向にあり、2009年は1,234haで前年比88.4%となっています。用途別では、住宅用地が372haと最も多くなっています。

2010年7月15日現在の耕地面積(田畑計)は39万6,400haで、前年比2,400ha(0.6%)減少しました。

2009年の農作物作付(栽培)延べ面積は33万haで、前年比3,700ha(1.1%)減少しました(表-13)。

中国・四国地域における耕作目的の農地の権利移動面積(2009年)は1万5,338haで、前年より211ha減少しました。

表-13 耕地の利用状況(田畑計)

	作付(栽培)延べ面積(ha)			耕地利用率(%)		
	2008年	2009年	対前年増減率	2008年	2009年	対前年差(ポイント)
全国	4,265,000	4,244,000	0.5%	92.2	92.1	0.1
中国	201,400	199,400	1.0%	79.4	79.0	0.4
四国	132,300	130,700	1.2%	89.8	89.3	0.5
中国四国計	333,700	330,000	1.1%	83.2	82.7	0.5

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率は、耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合。

(2) 認定農業者等が経営する農地面積

2009年3月末現在の中国・四国地域における「認定農業者(特定農業法人含む)、基本構想水準到達農業者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農」が経営する農地の集積率は20.5%で、都府県平均33.4%を下回っています(表-14)。

2009年度における中国・四国地域の農地保有合理化事業のうち、売買事業による買入面積は33ha、売渡面積は66ha、貸借事業による借入面積は859ha、貸付面積は883haとなっています。

表-14 認定農業者等への農地集積率

	耕地面積(ha)	認定農業者等が経営する農地面積(ha)	農地集積率 /
鳥取県	35,300	6,900	19.5
島根県	38,600	9,800	25.4
岡山県	69,800	11,200	16.0
広島県	59,200	9,700	16.4
山口県	50,700	10,800	21.3
徳島県	31,400	5,400	17.2
香川県	32,300	8,200	25.4
愛媛県	54,900	13,800	25.1
高知県	28,800	6,600	22.9
中国四国計	401,000	82,400	20.5
都府県計	3,467,000	1,159,600	33.4

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「集落営農実態調査」

注：2009年3月末現在

(3) 企業等の農業参入の促進

2009年12月に改正農地法が施行され、多様な主体による農業参入を促進していく観点から、農業生産法人以外の一般法人についても貸借であれば、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも参入可能となるなど、新規参入の規制が大幅に緩和されました。

2011年3月末現在、中国・四国地域においては、新たに49法人(全国404法人)が農業へ参入しています。

耕作放棄地対策

2008年度の耕作放棄地全体調査の結果を踏まえ、2010年度は耕作放棄地再生利用緊急対策(2009年度創設)により、県協議会、地域協議会を設置し、国・協議会・利用者が連携しながら耕作放棄地対策の総合的な取組を進めています。

2011年3月現在、中国・四国地域においては、地域協議会は204市町村のうち179市町村で設置され、再生作業等については84市町村、再生面積約151haにおいて実施されました。

農業生産基盤の整備等の状況

水田の整備状況(2009年)は、標準区画以上に整備された割合が41%と全国平均62%に比べて低くなっています。特に、四国地域は23%と低い状況です。

畑の整備状況(2009年)は、末端農道の整備率は52%で、全国平均73%に比べると低いものの、畑地かんがい施設の整備率は30%で、全国平均21%を上回っています。

中国・四国地域では、2010年に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、地域の特性等を踏まえつつ、基本インフラの戦略的な保全管理や食料自給率を向上させるための基盤整備、農村集落機能の維持と地域資源・環境の保全に資する地域全体の取組を推進することとしています。

表 - 15 国営かんがい排水事業等地区

国営かんがい排水事業	
事業地区名	県名
弓浜半島地区	鳥取県
斐伊川沿岸地区	島根県
岡山南部地区	岡山県
香川用水土器川沿岸地区	香川県
香川用水地区	香川県
道前道後平野地区	愛媛県

直轄地すべり対策事業	
事業地区名	県名
高知三波川帯地区	高知県
高瀬地区	高知県

国営総合農地防災事業	
事業地区名	県名
吉野川下流域地区	徳島県
那賀川地区	徳島県

資料：中国四国農政局作成

注：弓浜半島地区、香川用水地区は国営造成土地改良施設整備事業

中国・四国地域の土地改良区は、近年の設立抑制の浸透と統廃合により 2010 年度末の地区数は 1999 年度末に比べ 357 地区（26.1%）減少し、1,011 地区となっています。

鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物被害は、収益性の低下や農業者の生産意欲の減退に伴う耕作放棄等、農山村の集落機能の維持・存続にも影響を与えています。

2009 年度の鳥獣による被害金額は約 25.7 億円、被害面積は 5.9 千 ha となっており、いずれもイノシシによる割合が高くなっています。

地域ぐるみの鳥獣被害対策（徳島県上勝町）

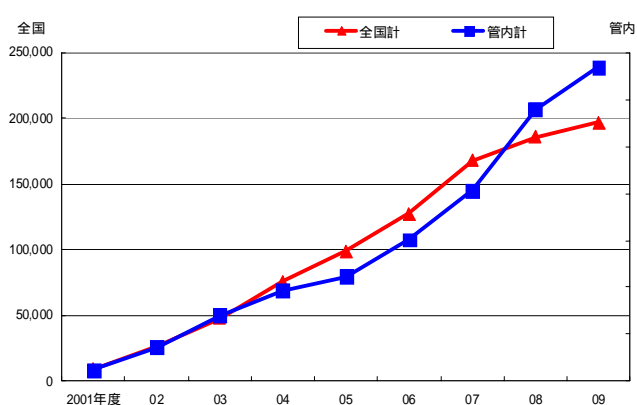
- ・徳島県上勝町では、ニホンジカ、イノシシによる町の特産である「すだち」をはじめとした作物全般に食害等の被害が発生しており、防獣ネット柵の導入等において個人ごとに対策を実施してきました。
- ・しかし、近年ニホンジカによる被害が急増したため、2008 年、上勝町では「上勝町鳥獣害防止対策協議会」を設立し、関係機関が連携し被害対策を実施する体制を整備しました。また、協議会では、国の事業を活用し、住民と連携した被害対策を実施しています。
- ・また、2009 年度からは近隣の 3 町村が連携し、鳥獣の一斉捕獲を実施しています。

環境に配慮した食料生産の推進

都道府県が「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を策定し、その指針に基づいた計画を策定した農業者を「エコファーマー」と認定し、環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進しています。

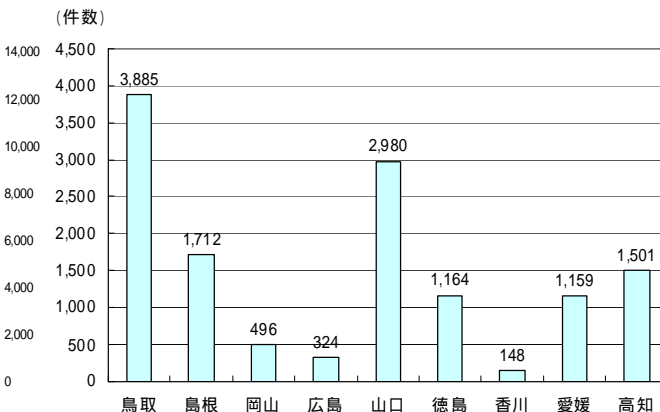
2010 年 3 月末現在、中国・四国地域におけるエコファーマーの認定件数は、13,369 件で、前年に比べ 15.4% 増加しています（図 - 15、図 - 16）。

図 - 15 エコファーマー認定件数の推移



資料：農林水産省作成

図 - 16 県別エコファーマー認定件数



資料：農林水産省作成

注：2010 年 3 月末現在

農林水産物・食品の輸出への取組の支援

2010年の我が国の農林水産物・食品の輸出額は4,920億円で、前年に比べ10.5%増加しています。

中国四国農政局では、2011年2月に輸出意欲のある生産者や食品事業者を対象に、貿易経験の豊富な有識者を講師として迎え、輸出商談会活用セミナー及び模擬商談会を実施しました。また、2011年3月に日本産農林水産物の海外輸出戦略をテーマとしたセミナーを開催するとともに、国内外のバイヤーを迎え、展示・商談会を実施しました。

農業技術の研究開発と普及

地域における農業研究については、現場段階の技術的課題を解決するために、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」を中心に推進しています。2010年度の中国・四国地域においては、現場実証支援型研究で6課題、機関連携強化型研究で1課題が採択されています（表 - 16）。

表 - 16 「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」採択課題（中国・四国地域）

中核機関	採択課題名
島根県	高級ブドウ新品種「シャインマスカット」の果皮褐変障害防止技術の開発と普及
愛媛県	次世代キウイフルーツ栽培を担う高機能性台木及び高度利用技術の開発
愛媛県	多角的アプローチによる加工需要にマッチするはだか麦新栽培体系の開発
香川県	暖地における青切り出荷用タマネギの高効率調製装置の開発
岡山大学	間欠冷蔵処理によるイチゴの花芽分化促進技術の確立
近畿中国四国農業研究センター	複合型生物資源モニタリングを活用した広域連携周年放牧技術の開発と実証
香川県	四国4県連携によるIYSVの緊急防除対策技術の開発

資料：農林水産省作成

知的財産の創造・保護・活用

地域の特性を活かした農林水産物・食品の高付加価値化を図るため、2008年度より農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施し、商品の品質向上、生産体制の整備、効率的なマーケティング、品質や名称の管理等の取組を支援しています。

表 - 17 2010年度農林水産物・食品地域ブランド化支援事業実施地区（中国・四国地域）

	事業実施主体	取組対象
広島県世羅町	世羅高原6次産業推進協議会	赤梨
広島県廿日市市	大野漁業協同組合	一粒かき「安芸の一粒」「厳蠣」
山口県長門市	深川養鶏農業協同組合	長州黒かしわ
愛媛県愛南町	愛南漁業協同組合	「愛南びやびやかつお」とそのシリーズ化
愛媛県松山市	えひめ愛フード推進機構	媛っこ地鶏（鶏肉）、あまおとめ（いちご）、伊予美人（さといも）
愛媛県今治市	越智今治農業協同組合	はれひめ（中晩生柑橘類）
高知県四万十町	（株）四万十ドラマ	ISO野菜の加工品づくり

資料：農林水産省作成

用語の説明（ のついた語句の説明）

用 語	掲載ページ	解 説																												
中山間地域	7	中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指し、狭義の「中山間地域」とは、次の農林統計上用いられている農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域のこと。なお、詳細については次ページの地域類型区分整理表を参照。																												
農業集落	7	市区町村の一部の地域において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位。																												
経営耕地面積	8	総農家（自給的農家及び販売農家）が経営している耕地。																												
総農家数	8	自給的農家と販売農家の合計数。																												
農業就業人口	8	自営農業のみに従事した者又は自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者。																												
農業産出額	8	農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したもの。																												
農業従事者	12	15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者。																												
農業経営体	21	<p>農業経営体とは、農林業経営体の規定のうち、 、 のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>経営耕地面積が30アール以上の規模の農業 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が下表で定める外形基準以上の農家 農作業の受託の事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">露地野菜作付け面積</td> <td style="padding: 2px;">15 アール</td> <td style="padding: 2px;">豚飼養頭数</td> <td style="padding: 2px;">15 頭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設野菜栽培面積</td> <td style="padding: 2px;">350 平方メートル</td> <td style="padding: 2px;">採卵鶏飼養羽数</td> <td style="padding: 2px;">150 羽</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">果樹栽培面積</td> <td style="padding: 2px;">10 アール</td> <td style="padding: 2px;">ブロイラー年間出荷羽数</td> <td style="padding: 2px;">1,000 羽</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">露地花き栽培面積</td> <td style="padding: 2px;">10 アール</td> <td style="padding: 2px;">施設花き栽培面積</td> <td style="padding: 2px;">250 平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">搾乳牛飼養頭数</td> <td style="padding: 2px;">1 頭</td> <td style="padding: 2px;">肥育牛飼養頭数</td> <td style="padding: 2px;">1 頭</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td> </tr> </table>	露地野菜作付け面積	15 アール	豚飼養頭数	15 頭	施設野菜栽培面積	350 平方メートル	採卵鶏飼養羽数	150 羽	果樹栽培面積	10 アール	ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	露地花き栽培面積	10 アール	施設花き栽培面積	250 平方メートル	搾乳牛飼養頭数	1 頭	肥育牛飼養頭数	1 頭	その他				調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模			
露地野菜作付け面積	15 アール	豚飼養頭数	15 頭																											
施設野菜栽培面積	350 平方メートル	採卵鶏飼養羽数	150 羽																											
果樹栽培面積	10 アール	ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																											
露地花き栽培面積	10 アール	施設花き栽培面積	250 平方メートル																											
搾乳牛飼養頭数	1 頭	肥育牛飼養頭数	1 頭																											
その他																														
調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																														
販売農家	21	経営耕地面積30アール以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。																												
基幹的農業従事者	21	自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者。																												
GAP	28	GAPはGood Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略称。農業生産工程管理とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。																												
IPM	28	Integrated Pest Management（総合的病虫害・雑草管理）。病虫害・雑草が発生しにくい環境を整え、防除の要否及びその実施時期を適切に判断し、天敵や粘着板や粘着テープ等の多様な防除方法を組み合わせることで、農薬の使用を最小限とする環境に配慮した防除方法。																												
トレーサビリティ	28	トレーサビリティとは食品の移動を把握できることであり、トレーサビリティを確立すれば、食品事故があったときの原因究明や食品回収などがより迅速に行えるようになる。																												

4 麦	31	小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦の総称。
認定農業者	34	市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者と、特定農業法人で認定農業者とみなされている法人。
集落営農	34	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。(1)転作田の団地化、(2)共同購入した機械の共同利用、(3)担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。
特定農業法人	34	特定農業法人とは担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地の過半を集積する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た法人で、地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという特別な性格を有する農業生産法人(農業経営基盤強化促進法第23条第4項)。
特定農業団体	34	特定農業団体とは担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の2/3以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業法人となることが確実と見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織(農業経営基盤強化促進法第23条第4項)。
エコファーマー	38	1999年10月に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学肥料・農薬の使用の低減に取り組む技術を導入する計画を策定し、県知事の認定を受けた農業者。

(参考) 地域類型区分整理表

用語	定義
農業地域類型区分	地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき市町村及び旧市区町村を区分したもの
区分	基準指標(下記のいずれかに該当するもの)
都市的地域	可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の旧市区町村または市町村 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村または市町村 ただし、林野率80%以上のものは除く
平地農業地域	耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村または市町村 ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村または市町村
中間農業地域	耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村または市町村 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村または市町村
山間農業地域	林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村または市町村
<p>注: 1)決定順位: 都市的地域 山間農業地域 平地農業地域・中間農業地域 2)DID(人口集中地区)とは、原則として人口密度が4千人/km²以上の国勢調査基本単位区等が市区町村内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5千人以上を有する地区をいう。 3)傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。 4)農業地域類型区分の「中間農業地域」と「山間農業地域」をあわせた地域を「中山間地域」という。 5)旧市区町村とは、1950年時点での市区町村をいう。</p>	

中国・四国地域における農業の主要指標

区分	単位	全国	中国・四国	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	資料
総世帯数	千戸	51,952	4,615	212	262	754	1,185	597	302	390	591	322	国勢調査22年（速報値）
総人口	千人	128,056	11,539	588	716	1,945	2,861	1,451	786	996	1,431	765	〃
総面積	km ²	377,950	50,729	3,507	6,708	7,113	8,480	6,114	4,147	1,877	5,678	7,105	国土地理院22年 （は、境界未定のため参考値）
人口密度	人/km ²	339	227	168	107	273	337	237	190	531	252	108	国勢調査22年（速報値）
第1次産業就業比率	%	4.8	7.5	10.9	10.1	6.4	4.3	6.8	9.8	7.1	9.4	12.7	国勢調査17年
総農家数	百戸	25,279	4,099	320	395	735	663	432	358	398	502	296	2010年世界農林業センサス（確定値）
販売農家数	〃	16,312	2,475	215	242	442	346	262	215	250	317	185	〃
専業農家	〃	4,514	781	46	52	127	110	87	70	65	137	87	〃
男子生産年齢人口がいる	〃	1,838	210	14	11	25	18	14	27	17	44	39	〃
第1種兼業農家	〃	2,246	241	25	19	34	29	23	27	20	34	29	〃
第2種兼業農家	〃	9,552	1,452	144	170	281	207	152	118	164	147	69	〃
販売農家人口	百人												2010年世界農林業センサス（確定値）
農業就業人口	〃	26,057	3,675	334	323	596	465	352	383	353	528	341	〃
基幹的農業従事者	〃	20,514	2,902	277	260	487	345	281	280	257	431	284	〃
耕地面積	百ha	45,930	3,964	351	384	690	583	502	311	320	535	287	耕地及び作付面積統計22年
田	〃	24,960	2,848	242	308	537	427	406	207	265	241	215	〃
普通畑	〃	11,690	556	82	52	106	82	58	58	23	64	31	〃
樹園地	〃	3,106	518	19	18	39	65	34	45	32	229	38	〃
牧草地	〃	6,167	41	9	6	8	9	4	2	0	2	3	〃
農家1戸当たり耕地面積	a	162	87	101	87	85	79	101	81	69	97	88	耕地面積/総農家数
農業産出額	億円	83,162	8,116	659	581	1,249	1,020	666	1,001	755	1,222	963	生産農業所得統計21年 （は、都道府県別産出額の合計値）
米	〃	18,044	1,881	146	225	377	280	280	134	152	162	126	〃
野菜	〃	20,876	2,067	185	86	175	168	120	361	237	182	551	〃
果実	〃	6,984	1,116	60	37	161	126	34	94	51	451	102	〃
花き	〃	3,506	302	20	19	29	32	30	38	37	35	62	〃
畜産	〃	26,371	2,333	223	193	469	377	181	271	246	293	81	〃